

令和7年第2回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日                      令和7年3月3日（月）

2. 招 集 の 場 所                      坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ）                      令和7年3月4日（火）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 番 折 中              智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君             |
| 3 番 縫 部 逸 都 君            | 4 番 池 脇 雅 彦 君             |
| 5 番 向 田 清 一 君            | 6 番 末 吉 克 巳 君             |
| 7 番 安 竹              正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君             |
| 9 番 中 川 ゆかり 君            | 10 番 柚 木              喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君           | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）        |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 町              長 | 吉 田 隆 行 君              |
| 副   町   長        | 村 上 明 雄 君              |
| 教   育   長        | 枝 廣 泰 知 君              |
| 技              監 | 錦 織 直 紀 君              |
| 政   策   監        | 鳴 川 雅 彦 君              |
| 総 務 部 長          | 車 地 孝 幸 君              |
| 民 生 部 長          | 藤 本 大 一 郎 君            |
| 教 育 次 長          | 宮              香 緒 利 君 |
| 総 務 課 長          | 西 谷 伸 治 君              |
| 企画財政課長           | 山 本              保 君   |
| 税務住民課長           | 小 路 朱 美 君              |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 河 野 宏 明 君 |
| 保険健康課長     | 中 篤 則 君   |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 建 設 課 長    | 川 上 宏 規 君 |
| 基盤整備担当課長   | 古屋敷 貢 君   |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 見 田 容 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|       |        |                           |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                    |
| 日程第 2 | 議案第21号 | 「令和 7 年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第 3 | 議案第22号 | 「令和 7 年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第 4 | 議案第23号 | 「令和 7 年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 「令和 7 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 「令和 7 年度坂町下水道事業会計予算」      |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 9 時 5 9 分)

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。

今日から、これから一般質問を行います。

傍聴席の皆さん、足元のお悪い中、ようこそおいでいただきましてありがとうございます。

います。

また、小屋浦小学校6年生の皆さん、短い時間ではありますが、少しでも学習の経験になればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から16問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って発言をしていただきます。

そして、再質問は5問までといたします。よろしくお願いいたします。

4番池脇雅彦議員から「町長の選挙公約について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 通告に従い、議席番号4番池脇雅彦、「町長の選挙公約について」質問させていただきます。

本年1月、44年ぶりに町長選挙があり、吉田隆行町長は9期目の当選を果たされました。町民はこれまでの8期32年の町政の実績を評価するとともに、今後の町政運営にも大きな期待を持って、これからの町政のかじ取りを再び吉田町長に託されたものと考えています。

さて、吉田町長は選挙公約として「これから取り組む施策」という次の8つの施策を挙げ、町長選挙に臨まれました。

1点目、西日本豪雨災害からの復興を成し遂げる。

2点目、坂町第5次長期総合計画、地方創生による新たなまちづくり。

3点目、人口増に向けた小屋浦一丁目の再開発事業の推進。

4点目、保健センターの機能を備えた新たな施設の整備。

5点目、坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線整備事業の推進。

6点目、慢性的な交通渋滞が発生している国道31号の4車線化と歩道整備。

7点目、保育園・こども園・小中学校間の円滑な連携・接続による子育て支援。

8点目、学校における児童生徒の学力向上、平和教育、防災教育、道徳教育並びに学校主体の部活動のさらなる充実、支援。

そこで、町長の選挙公約についてお尋ねします。

選挙公約の8つの施策について、それぞれの施策ごとに具体的に取る事業をお聞かせください。町民の皆さんにもよく分かるよう、丁寧な説明を求めます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長の選挙公約について」の件についてお答えをいたします。

私は本年1月の町長選挙におきましては、皆様からの信任を得て当選することとなり、9期目の重責を担うこととなりました。これからも初心を忘れることなく、町民の皆様の負託にお応えするため、町政のさらなる発展に向け、全身全霊で邁進をしてまいり決意でございます。

さて、このたびの町長選挙におきまして、私は「これから取り組む新たな施策」を町民の皆様にお約束をさせていただきました。

まず、1点目の西日本豪雨災害からの復興につきましては、甚大な被害からの復旧工事は完了いたしました。人口減少が進行している地区があるなど、被災の影響が感じられる状況もございます。この人口減少に歯止めをかけ、さらなるにぎわいの創出により、被災前よりも安全・安心で、多くの皆様に「住んでみたい町、住み続けたい町」と思っただけのような町となったときこそが復興を成し遂げたときだと考えております。

そのために、2点目でございます、本町の長期総合計画や総合戦略に掲げる各分野、多岐にわたる様々な施策を着実に実行に移し、復興に向けて推進をしてまいります。

また、私の9期目の最重点施策として位置づけております、御質問3点目の小屋浦一丁目の再開発事業でございますが、被災から人口減少が続く小屋浦地区の復興なくして本町の復興はございません。小屋浦地区ににぎわいを創出し、人口増を図るため、町有住宅用地と新たに取得した旧シェル石油用地を活用し、商業施設や公営住宅等を誘致・整備する再開発事業に着手をいたしているところでございます。

4点目の保健センターの機能を備えた新たな施設の整備につきましては、保健センターは建築から40年以上経過し、修理が必要な箇所が増えてきているため、建て替えを検討いたしております。

具体的には、保健センターの機能を備えた、全ての世代の方が気軽に集え、コミュニティの場となる施設を考えておりますが、建設の時期につきましては、県道をはじめとする道路網の整備状況、昨今の建設資材等の高騰や人手不足等の社会的情勢、

また、建設に係る財源の確保も含め、住民の皆様の御意見をお聞きをしながら適切に判断してまいりたいと考えております。

5点目の県道坂小屋浦線整備事業につきましては、平成ヶ浜地区から荒神橋付近までの1工区では、関係地権者の御協力をいただき、全ての用地を確保され、現在は国道31号やJR呉線を越える高架橋の下部工事を進められ、令和7年度からは上部工へも着手をし、総頭川渡河部の工事は令和8年度に完成の予定と伺っております。

また、荒神橋付近から向井田橋付近までの2工区につきましては、令和5年度に境界証明書集団調印を行い、令和6年度には、用地交渉が調った箇所から用地取得に着手をされており、引き続き、広島県と連携を図り、事業認可区間の早期完成を目指し、全力で事業の促進を図ってまいります。

6点目の国道31号の4車線化と歩道整備事業につきましては、慢性的な交通渋滞の解消と歩行者の安全対策のため、国土交通省において、令和2年度に坂駅前から北新地入り口までの区間において事業化されました。現在は用地取得に着手され、高尾橋から北新地運動公園までの区間は埋立ての事前協議が調い、今年度中には本申請を行う予定であり、令和7年度には埋立工事に係る仮設工事ヤードの設置を行うと伺っております。引き続き、用地取得や関係機関との調整など、国との連携を図り、早期完成を目指し、全力で事業の促進を図ってまいります。

7点目の子育て支援についてでございますが、子供の発達や育ちは生まれる前からつながっており、坂町では、妊娠、出産から学童期を含む子育て期において、関係機関、関係課との連携により、保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制「坂町版ネウボラ」による子育て支援を行っているところでございます。

また、教育においても、乳幼児期の幼稚園・保育園・こども園での子供たちの総合的な学びや育ちを小学校・中学校へと切れ目なく円滑に接続することが重要と捉えており、民生部、教育委員会をはじめ、行政が一体となり、子育て支援を推進をしております。

8点目の学校における児童生徒の学力向上につきましては、人的措置等による支援、ICT環境等の支援を行い、質の高い教育の実現を目指してまいります。

平和教育につきましては、今年が広島への原爆投下から80年、終戦から80年の節目の年、若い世代の平和意識の低下、希薄が懸念される中、令和7年度から沖縄県

恩納村立うんな中学校と坂中学校の交流による平和学習活動の実施をはじめ、平和学習のさらなる充実を図ってまいります。

小中学校における防災教育につきましては、坂町自然災害伝承公園、坂町災害伝承ホールを活用し、平成30年7月豪雨による災害の経験と教訓を生かし、児童生徒が主体的に行動できる力を育成をしてまいります。

道徳教育につきましては、「礼節」を重んじ、基本的な規範意識、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図る教育を推進をいたします。

また、部活動につきましては、部活動指導員を配置することにより、部活動指導員は技術的指導、教諭は生徒指導やその他の日常的指導を行うよう役割分担をし、互いに指導に専念できる体制を整備をいたします。

さらに、部活動に係る経費の自己負担分を軽減するため、大会参加旅費等の補助を行ってまいります。これらの支援に取り組み、部活動を学校教育の一環として学校の枠組みの中で実施することで、全ての生徒が積極的に部活動経験を積むことができ、部活動を通じて生まれる人とのつながりや地域住民の応援が子供を支える基盤となるよう、さらなる充実を図ってまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、再質問をいたします。

まず、御答弁いただきましたけれども、5点目の県道坂小屋浦線整備事業の件でございますが、1工区について、全ての用地が確保されたことは誠に喜ばしいと、このように考えております。

今後の用地取得についても円滑に進むことを期待するのですが、住民の皆さんが一番気にしているのは、本当に知りたいのは、一体いつこの工事が完成するのかというところでございます。なかなか難しい質問だと思いますけれども、これはどの程度の期間で完了するのかというめどが、今、お答えできるのであれば、御答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、答弁をしたとおりでございますけれども、鋭意、この事業が、今、計画しておる範囲内で早く完成するように、県当局ともいろいろ協議をいたしておるところでございます。広島県の事業でございますので、私がいつまでという

ことは申すことはかなわないというふうに思っております。

それともう一点、財源の問題もあるわけでございまして、いろいろなことがございます。いずれにしても、早い時期に完成を目指していきたいと思っておりますし、先ほどの答弁でもございましたが、2工区につきましても、既に用地の取得にかかってきております。あとはこの事業も県費だけではなく、国費も投入された事業でもございますので、全体的に県とともに国のほうにもしっかりと働きかけながら、早期の完成を目指してまいるとしか今の現時点ではお答えをすることができませんので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） なかなか難しいということを分かった上でちょっと質問させていただきましたが、町長は全国町村会会長でもございます。だからといって、何も順番が変わったり、そういうことはないと思いますけれども、誰よりもこの坂町を愛して、そして町政を推進していく吉田町長に今後期待したいと思いますが、同じような質問で大変恐縮なんですけれども、この6点目の慢性的な交通渋滞が発生している国道31号の4車線化と歩道整備、これも住民の方、大変ちょっと気にしてるところではございまして、同じようなお答えになるかもしれませんが、ちょっと御答弁いただけますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この件につきましても、一部既に着手をしておられるわけありますけれども、これから本格的な工事に入るように、今、国ともしっかりと協議をしながら、お願いもいたしております。

来年度からは、令和7年度からでございますけれども、高尾橋から北新地まで埋め立てるわけでございますので、埋立てのための仮設ヤード設置をするような工事がいよいよ始まるわけであります。

それともう一点、最近では能登半島の地震もそうでございますけれども、地震によって海底の状況がかなり変わってくるということもございまして、海の海底の地盤改良をしていくためにも、相当の時間がかかるやにも伺っております。

そういう中で、これもやはり財源との関係もあろうかと思えますし、それともう一点、大切なことは、やはり国道31号をちゃんと通行できるような状況を維持しながら埋立てをやっていくにやいかんというようなこともありまして、今、国のほうの広

島国道事務所のほうでもいろいろ検討をしていただいております状況であります。

詳しくは、うちの技監が国のほうから来ておりますんで、ちょっとそこらは技監のほうから答弁させますんで、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監。

○技監（錦織直紀君） 31号の工事の状況というか、進捗状況というところですけども、東部流通団地から坂駅までを4車化を行うということです。東部流通団地から高尾橋の間が、先ほど町長もありましたけれども、埋立てが必要なところというところなんです。埋立てに対しましては、先ほどもありました海の下のヘドロというか、土砂の上にそのまま盛ると非常に安全ではないということで、セメントの安定処理みたいなことを、今、検討されているということでございます。

これも先ほどありました、国道を止めてということができませんので、海からの仕事ということで、海から台船を使つての仕事ということを考えられておりまして、これは、結構、段取り、段取りということで、時間がかかるというふうなことを聞いております。

あと高尾橋から坂駅までの間につきましては4車化ということで、民家に道路用地がかかるということでございまして、今年度までに用地調査といって、土地の調査とか建物の調査のほうを広島国道さんのほうで行われております。

今後、それに基づきまして用地買収ということになっていくと思いますけれども、用地買収ですので、人との関わりのあることですので、いつできるということとはなかなか言えないということだと思いますけれども、先ほどありましたとおり、町としても用地買収等は同行して行って、協力して事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変いろいろと考えておられるということが、町民の皆さんがそれを御理解いただければなというふうに思っておりますし、本当に難しい工事等々、土地のいろいろと取得であるとか様々あると思いますので、その辺りはひとつよろしく願いしたいと思うんですけども、ちょっと次の質問をいたします。

今回、選挙戦がございましたが、投票日の翌日に、1月27日ですけども、吉田町長は報道機関のインタビューに応じておられます。その中で、初当選以来、8期連続無投票を重ね、初めて投票による評価を受けましたと。受け止めはというその問い

に対して、町民の生の声を受け止める仕組みを考えたいと、このように答えておられます。この町民の生の声を受け止める仕組みということについては、考えるということについては、公約を出されておりますけど、この公約に準ずる住民との新たな約束であると思うんですが、どのように取り組んでいかれるのかお答えください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今までも隔年で各地区住民福祉協議会さんの御協力をいただきながら、町政懇談会というのを進めてきております。

ただ、町内に17の住民福祉協議会があるというふうに認識をいたしておりますけれども、全ての住民福祉協議会とそういういわゆる意見を聞く場がなかなかできていないという部分もございまして、一点は、そういうところを何とかできればというようなことも考えておりますし、それからもう一点は、私も坂町のホームページを活用して、コラムの欄を設けまして、これまでずっときめ細やかにコラムを発信をしておりましたけれども、西日本豪雨災害以降、それもちよっとできない状況になっておりまして、そういうものもしっかり活用をしていきたいと。

例えば先般もコラム欄に出したんですけれども、例えば横浜二部地区の中で、急傾斜地の工事が過去に実施されたわけがございますけれども、そこに大きな穴が空いておったというような要望が来まして、今度また今年も梅雨時分になると大雨が降るわけありますんで、それに対して、すぐ担当課とも協議をしながら、現場も一応確認をし、県の事業でありますので、梅雨までには何とかそこを修復してほしいというようなことも県のほうにも要望したわけがございますけれども、そういうものもそういうコラム欄を通じて皆さんにお示しをさせてもらっております。

そういうことも活用していきながら、やはりこれまでどおり、議会はもとよりでございますけれども、地域からもいろいろな御要望がございましたら、ぜひとも行政のほうに届けていただいて、それを可能な限り、小まめに検討しながら、極力、住民の皆様のお思いに答えられるようにやっていけるような、そういう環境をつくっていきたいということであります。要は地域密着、住民密着をさらに掘り下げていくというような思いで申したわけでございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、次で最後の質問としたいと思いますけども、今、お答えいただいたように、まさに住民密着、地域密着、それとデジタルとアナログの

共生というのが、ひとつやはりこれからの坂町の推進につながっていくんだと思うんですけども、今まで非常にたくさんのことをやっぱりされてきたと思っております。それがコロナ禍で少し難しくなったところもあるので、それはまた再開していただくということなんですけど、先ほど御紹介いたしましたインタビューの中で、町長はこのようにも答えているんですね。

選挙が終わり、ノーサイド、全町民の安心・安全な生活に向けて取り組んでいくと、このように答えた。まさにそのとおりであります。町政に停滞は許されません。これからも不断前進の努力で町政に取り組んでいかなければならないと思っています。町長選挙から1か月たちました。公約の実現に向けて、また、坂町の明るい未来に向けて、いま一度、吉田町長の熱く燃える町政への思いをお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども答弁をさせていただきましたけども、一応、皆さんに訴えらせていただきましたことにつきましては、任期内に何とか実現できるように、全職員、そしてもちろん予算が関わることでございますので、議会の皆様の御協力がなければこれも実現できません。議会とも是々非々というところもございますけれども、やはり町民の安全・安心をさらに強めていく、あるいはまたさらに高めていく、そういうことを目的として議会も行政も町民のために頑張っていくという思いであるというふうに思っておりますので、これからも事あるごとにつきまして、議会の皆様と二人三脚、そしてまた、それをバックアップをしていただけるのは多くの町民の皆様でございますので、先ほど申しましたように、そのことはやはり地域密着、住民密着という行政サービスを忘れることなく、全体的に取り組んでいくという強い決意を持って、この4年間、まちづくりに邁進していきたいと、それが私の偽らざる思いでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番光岡美里議員から「ミライロID導入による障害者支援の充実を」について質問願います。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 「ミライロID導入による障害者支援の充実を」の件についてお伺いします。

全国的に普及が進んでいる「ミライロ I D」とは、3 障害それぞれの障害者手帳をデジタル化し、スマートフォンで簡単に提示できる仕組みとして注目されています。

ミライロ I Dは2019年7月のリリース以来、多くの方々に利用されていて、2023年12月時点でユーザー数は30万人を突破し、ミライロ I Dを本人確認書類として採用する事業者は3,898社に達しています。

坂町は障害者の方々が日常生活で直面する課題を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指していると認識しています。本町においてもこの仕組みを導入することで、手帳の携帯負担を軽減し、利用者がよりスムーズにサービスを受けられる環境を整備できると考えます。

そこで、以下の点からお伺いします。

1、本町では「ミライロ I D」導入の検討状況はどうなっているのでしょうか。

2、導入することで町民サービスの向上や行政手続の効率化にどのような効果が期待できると考えるでしょう。

3、他自治体の先行事例を参考に、導入を進める具体的な計画を立てるお考えはあるのでしょうか。

町民の利便性を向上させ、障害者に優しいまちづくりを推進するために、ぜひ導入を御検討いただきたく存じます。

以上、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ミライロ I D導入による障害者支援の充実を」の件についてお答えをいたします。

「ミライロ I D」とは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者の方がお持ちの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をミライロ I Dに登録することで、手帳の情報をスマートフォンで提示できる無料のアプリでございます。

御質問1点目の「ミライロ I D導入の検討状況」についてでございますが、利用者がミライロ I Dを利用するためには、御本人がスマートフォンにミライロ I Dアプリのダウンロードを行い、マイナポータルと連携をすることで利用が可能となるものですが、マイナポータルとの連携においては、町が管理する障害者手帳の情報をマイナポータルへ登録する必要がございます。

現在、マイナポータルへの登録につきましては、システムの関係上、自動での登録が行えないため、御希望のある方には担当課へ御連絡をいただき、個別に職員が登録を行い、対応しており、既にミライロIDを利用いただいているところでございます。

御質問2点目の「ミライロIDを導入することで期待される効果は」についてでございますが、ミライロIDを利用することにより、有料道路、無人駐車場など、他機関などが実施する障害者割引の適用を容易に受けることができるようになり、障害者の方の利便性向上が図られるものと考えております。

また、行政手続におきましては、窓口での本人確認の際における障害者手帳の提示に伴う心理的負担の軽減、プライバシーの強化、障害者手帳の破損・紛失の減少など、本人、職員ともに手続などの負担軽減につながるものと考えております。

御質問3点目の「今後の導入に向けての計画」についてでございますが、現在、個別に職員が対応しておりますマイナポータルへの障害者手帳の情報の登録につきましては、自動で連携が行えるように、令和7年度中に障害者手帳システムの改修を実施する予定としており、当該システム改修後は希望者が自由にミライロIDの利用が可能となるものと考えております。

引き続き、デジタル技術の導入など、障害者の方の利便性の向上に努め、安心して、生きがいを持って生活できる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） ミライロIDの導入が様々な生活場面においてメリットがあることが確認できました。

一方、先ほどの答弁でありましたように、登録が現在手作業とのことで、職員の方の負担も懸念されるところです。システムの改修までにはどのように対応されるのか、負担が過度になり過ぎないか、そういった点をお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

現在、システムの関係上、マイナポータルへの自動連携が行えないということで、システム改修までは、引き続き、御希望のある方から民生課へ御連絡いただきまして、職員が個別に手帳の情報を登録していくように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 個別に対応していただいているということで、負担が過度になり過ぎないかというところの配慮も併せて御検討いただけたらと思います。

続いての質問ですが、令和7年度中に障害者台帳システムの改修を実施するという答弁いただきましたが、いつ頃整備されて、マイナポータルへの自動登録が開始されるのか、具体的なスケジュールをお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

町の基幹システムの標準化に併せまして、この7年の9月中に障害者台帳システムの改修を行いたいと考えております。改修後については自動連係できますので、手帳を持たれている方は自由にミライロIDを利用することができるようになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） ということは、自動の供用開始は9月からということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） 今、一応予定としましては、9月中にシステム改修を行います。システム改修を行った以降については、広報誌、ホームページ、公式LINE等で皆さんのほうへ利用ができますよということで周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 今、周知のこともお答えいただきましたので、周知について、最後、お伺いしたいと思います。

9月にシステム改修が行われた後、すぐ自動でできるということなので、そうなりますと、先ほど言われたように、周知も必要になってくると思われます。周知の先なんですけど、広報やなんかを活用して、書いたものを見ていただくというところももちろん大事になってくるとは思うんですが、町内にも障害福祉サービスの事業所が様々あります。そういった事業所にもお声がけして、その利用者さんにも周知して

いただくですとか、利用者さんですとかその御家族などにも周知が必要になってくると考えます。ですので、より一層の御案内というところをどのように考えておられるのか、周知の対象や方法について、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

周知につきましては、先ほども言いました広報紙、ホームページ等、あとは窓口での交付のとき、そちらのほうで本人さんに御利用ができますよという御案内、あと事業所のほうにも文書なりで周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「若年無業者の支援施策について」質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「若年無業者の支援施策について」の件について質問いたします。

将来を担う若者たちの中には、仕事をする機会を持たず、家の中で過ごす時間が多くなっているいわゆるニートと呼ばれる若者が一定数存在します。この状況が続くと、将来、社会的な孤立や経済的に困窮する可能性があります。

総務省統計局の「労働力調査（詳細集計）」によれば、令和5年平均の若年無業者（15から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人）の数は全国で約59万人に上ります。このデータからも分かるように、多くの若年無業者が就職できず、苦しんでいます。

町内にも若年無業者が一定数おり、苦勞している本人、親御さんがいらっしゃる状況だと考えられます。

そこで、町内における若年無業者の現状と取組についてお聞きします。

①若年無業者を対象とした就職支援などの取組をしているのか。

②若年無業者やその家族が気軽に相談できる窓口の設置を検討しては。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「若年無業者の支援施策について」の件についてお答えをいたします。

「若年無業者」とは、15歳から34歳の非労働力人口（働く能力または意思がない人口）のうち、家事も通学もしていない人のことであります。

そのうち、就業を希望していない（非希望型）、就業希望はあるが求職活動を行っていない（非求職型）、求職活動を行っている（求職型）の3つの類型に分かれるとされています。

いわゆる「ニート」とは、働くことができる若い人が就業を希望せず、求職活動も行っていない人のことで、若年無業者と全く同じ意味ではないとされています。

御質問1点目の「若年無業者を対象とした就職支援をどのようにしているのか」についてでございますが、坂町役場において就職あっせんや求人仲介等に係る事務は行っておりませんが、就労意欲のある若年無業者の方で、何らかの障害や精神疾患等により支援が必要とされる場合には、相談者やその御家族からこれまでの経緯を丁寧にお聞きをした上で、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、就労支援を行っております。

その中でも、人間関係などの阻害要因があり、働くことに悩みを抱えている方については、厚生労働省が民間に委託して設置をしております広島地域若者サポートステーションにつなぎ、一人一人に合った伴走支援を連携して実施をしています。

御質問2点目の「若年無業者やその家族が気軽に相談できる窓口の設置を検討しては」についてでございますが、新たな窓口の設置は現在のところ考えておりませんが、令和6年4月に開設した保健・福祉の総合相談窓口にて、住民の皆様の抱える悩み事にしっかりと丁寧に耳を傾け、その解決に向けて関係機関と密に連携を行いながら、迅速に対応することといたしており、若年無業者の就労に係る相談も含めた総合窓口として機能を果たすものと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） まず最初に、ニートと若年無業者は同じ意味ではないとされていることに対しては訂正させていただきます。

この若年無業者の問題ですが、今、総務省統計局の労働調査によれば、2023年では若年無業者が59万人という結果が出ております。このような全国調査の結果が出たということで、坂町でも若年無業者で苦勞している方々が存在するということでございます。

若年無業者の問題は、当事者だけでなく、一緒に住まわれている方、その御家族にも影響が出るのではないかと思います。

先ほど町長の答弁でも、既に坂町のほうでは地域若者サポートステーション、ハローワークのほうで連携を取っているという答弁がございましたが、現在、その連携状況をもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

ハローワーク等との連携につきましては、生活保護受給者等就労自立促進事業ということで、ハローワークのほう、窓口のほうへ町の職員が同行しまして、一緒にハローワークのほうへ行き、就職活動についての支援を行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） ハローワークのほうにも町の職員と一緒に行かれているということで、しっかりと連携されておるということで、今後とも注視させていただきたいと思います。

2問目の質問に移ります。

現在、地域若者サポートステーションとハローワークが出張相談というものを実施しているそうです。地域若者サポートステーションのほうでは、廿日市市とか、呉市とか、そういったところで出張相談をしております。坂町もそういった地域若者サポートステーションとかお願いして、坂町のほうでそういった出張相談をしてみてもいいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

広島地域若者サポートステーションにつきましては、個別の出張いうことはちょっとやっておりますが、ハローワークにおきましては、広島市と協定を結んでおりまして、安芸区のほうにハローワーク広島東の方が就労相談窓口を設置しております。そちらのほうは坂町の方も利用できるようになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 地域若者サポートステーションのほうはしてなくて、ハロー

ワークのほうが安芸区のほうでやってるということで、そちらのほうも、今後、もしかしたら、坂町、安芸郡のほうにも出張相談が行われるかもしれないので、しっかりとホームページとか注視させていただきたいと思います。

3 問目の質問に移ります。

若年無業者の要因の一つとして、鬱状態、社会不安症によりひきこもりになってしまい、若年無業者になっている方々もいらっしゃいます。坂町の北新地にあります広島県総合精神保健福祉センター「パレアモア広島」では、精神科デイケアの一環としてリカバリーコースを提供しているそうです。このコースは鬱状態や社会不安症などを抱える方々が復職や再就職、自立した生活を目指すことを支援するプログラムを実施しているそうです。対象年齢はおおむね25歳から55歳までとなっているそうです。

このように坂町の北新地にありますパレアモア広島で社会復帰や就労をサポートする取組を行っている、そういった坂町の北新地にありますパレアモア広島とは坂町は連携をしているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

広島県立総合精神保健福祉センター「パレアモア広島」ですけども、こちらで行っているリカバリーコース等、役場の窓口相談に来られた場合には、御案内と紹介のほうをさせていただいております。これまでも坂町の方、何名かは御利用させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6 番（末吉克巳議員） 相談に来られた方はパレアモアのほうに紹介しているということで、私のほうでは非常に安心しました。今後とも、そういったしっかりと相談のほうをしていただきたいと思います。

4 問目で最後の質問とさせていただきます。

この地域若者サポートステーション、広島市のほうで行っております、そういったところと、若年無業者を対象としたハローワークの支援、若年無業者に対してのそういった支援の情報を坂町広報とか坂町の公式LINE、そういったもので周知、情報発信をすれば、そういった若年無業者の方たち、苦しんでいる方たちを一人でも救う

ことができるのではないかと考えております。そういったことを、今後、検討されてはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） この若年無業者の方というのはいろいろな問題を抱えておられる方がおられます。今、議員さんも言われたように、こういった方たちへの情報提供ということで、ホームページ等、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時とさせていただきます。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「聴覚障害者への支援の充実は」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「聴覚障害者への支援の充実は」の件についてお伺いします。

坂町は長期総合計画において「誰もが健康で暮らせるまちづくり」の実現を目指しておられます。この計画を見ると、障害者福祉の推進が基本施策とされており、障害者サービスの充実や相談支援体制の充実とともに、社会参加、就労支援の充実が重点的な施策となっており、取組の方向と具体的施策では、専門的人材の確保・養成が挙げられております。

本年度には福祉施設「ほほえみタウン坂」の事業が開始し、「保健・福祉総合相談室」も開設され、これらの整備が福祉体制へ大きな広がりを持つ拠点となることにさらなる期待をしております。

しかしながら、難聴者への対応等についてはどうなのでしょう。平成18年に国連の障害者権利条約で「手話は言語である」と定義されました。これは手話が音声言語と同様に「言語」として国際的に認知されたことを意味します。

国においても、平成２３年に障害者基本法の改正により、手話が言語に含まれることが明記されており、近年、自治体において手話言語条例も制定されていると聞きます。

聴覚に障害を持たれている方が社会においてコミュニケーションを取るには手話が重要な手段となります。

町においては、手話教室の開催や敬老会での手話通訳などの対応は前向きな姿勢がうかがえますが、業務対応等を含めた町の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「聴覚障害者への支援の充実は」の件についてお答えをいたします。

本町では、第３次坂町障害者計画及び坂町第７期障害福祉計画・坂町第３期障害児福祉計画を策定し、障害者の方が安心して、生きがいを持って生活できる地域づくりを基本理念とし、障害のある人への様々な福祉施策を推進をしているところでございます。

御質問の聴覚障害者への業務対応等についてでございますが、庁舎窓口においては、カウンターに聴覚障害者のためのシンボルマークである「耳マーク」を掲示をしており、コミュニケーション方法を確認の上、職員が手話や筆談での丁寧な対応を行っているところでございます。

支援事業といたしましては、「一般社団法人広島県ろうあ連盟」に委託をして、聴覚障害者の方が家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業を行っております。

主な内容でございますが、事前に窓口、電子メールやファクスなどで申請をしていただき、聴覚障害者の方の御希望に応じて、通院、住民健診、ワクチンの集団接種や契約事項、学校説明会などに手話通訳者等の派遣を行うほか、町主催の講演会や敬老会においても活用しているところでございます。

また、対面のほか、オンラインによる遠隔での利用もできるよう、環境の整備を行っております。

聴覚障害者の方が参加できる場が広がるよう、庁舎内においても関係各課との連携を図り、手話通訳や要約筆記者派遣制度の周知に努めてまいります。

次に、障害者のコミュニケーションを支援する人材の確保として、平成２７年度か

ら手話奉仕員養成講座を継続して実施をしており、これまで102名の方に受講いただいております。

また、講座受講者が始めた手話サークルの活動の支援を行い、ボランティアの養成に努めているところでございます。

引き続き、広報さか、dボタン、LINEを活用し、講座の周知を図り、多くの方に受講していただけるよう取り組んでまいります。

今後も、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことのできる社会づくりに努めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 答弁にありましたカウンターの耳マークは確認しております。コミュニケーションの方法を確認の上で対応されているということですが、親切で優しい心遣いだと安心をしました。

そこで、手話や筆談で対応できる職員は何名ぐらいいらっしゃるのか、各課での対応も可能なのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

各課には全ての課に手話通訳ができる職員はおりませんが、庁舎内には7名の手話通訳ができる職員がいます。手話ができる職員がいない課につきましては、手話通訳ができる職員が同行するなりして対応しているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 7名いるということも初めて知りましたので、ちょっと安心しております。それは連携を取って対応するということと受け止めていいんですね。次の質問をします。

平成27年度からコミュニケーションの人材の確保のための手話奉仕員養成講座を実施されておりますが、内容はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

こちらの手話奉仕員養成講座の内容でございますが、こちらは広島県ろうあ連盟の

ほうに委託しまして、講師に来ていただきまして、入門編が年18回、基礎編が年22回、それぞれ1回が2時間の講座になっております。

先ほど言いました入門編と基礎編、それぞれ隔年で行っておりまして、定員につきましては15名の定員としております。受講料は無料となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 講座開始から102名の方が受講されているようですが、基礎編と入門編、どちらのほうボランティアで活躍できるレベルなのかというのがちょっと分からないんですが、これを受講された方で、手話サークル以外に活動の場というのはあるのでしょうか。個々の問題ですので、分かる範囲でお答えください。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

先ほどもありました、受講された方が手話サークル、手話交流「ようよう」が町民センターのほうで毎週火曜日に2時間、行われております。その中では、受講された方とか聴覚障害者の方、手話に興味のある方が交流を行っております。

そのほかに講座を受講された方の活動の場といたしまして、職員のほうもこの講座を受講しております。今言った7名の職員も受講しているところでございまして、職場での手話での対応も活動として行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 講座を受けて、手話サークルなんかで鍛錬されて、活動の場が広がっていくのはすごくいいことだと思います。もっと活動の場が拡大するような方法も考えていただけたら、受講者もどんどん増えていくのではないかと感じました。

最後に、町長にお聞きします。

通告書でも申しましたが、平成23年に障害者基本法の改正によって、近年、自治体においても手話言語条例が制定されておりますが、制定についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうお話も伺っております。担当部門のほうでは、今、答

弁したとおりで、一生懸命対応してくれております。全体的な状況を見ながら、また議会の皆さんにも御相談させていただきながら、どうあるべきかということ判断してまいりたいと思っております。

近隣自治体の状況を勘案しながら、いいことでありますので、検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1 番折中 智議員から「狭路における緊急車両の運用について」について質問願います。

折中議員。

○1 番（折中 智議員） 「狭路における緊急車両の運用について」の件についてお伺いします。

町全域を見ると、狭道が依然多く、近年、緊急車両である救急車、消防車などの公共性の高い車両の現場での駐車スペースが確保できていない箇所があり、救急搬送、消火作業が難しい箇所が見受けられ、現場から距離の離れた場所での緊急車両の搬送困難事案の増加が懸念されております。

広島市消防局救急課による救急出動件数の令和 5 年の速報値では、前年度比較で 4.8 % 増加しております。特に救急車については生死を左右することもあり、医療機関へ一刻も早く搬送する必要があります。

よって、下記についてお聞きします。

1 番、狭路での取り回しが容易なストレッチャーの全長が短いタイプの導入を広島市消防局に働きかけてはどうでしょうか。

2 番、上記との関連で、軽救急車の導入を検討してはどうでしょうか。

3 番、緊急車両について消防、医療機関とのより一層の連携強化を図れないでしょうか。

以上、町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「狭路における緊急車両の運用について」の件についてお答えをいたします。

町内においては、議員御指摘のとおり、緊急車両の通行が困難な狭隘な道路がございます。広島市消防局に伺ったところ、要請場所の道路事情によっては、救急車の要請の際に、傷病者を安全に搬送することなどを目的に消防車を同時に出動させ、複数

隊員で搬送するなどの取組をしているとのことでございます。

御質問１点目の「狭路での取り回しが容易なストレッチャーの全長が短いタイプの導入を広島市消防局に働きかけてはどうか」についてでございますが、広島市消防局に伺ったところ、現在、救急車に積載をしているストレッチャーは椅子型にも変形できることや、狭路においては担架の機能を有したポーターマットでストレッチャーまで搬送するなどにより、安全・迅速に搬送しているとのことでございますので、ストレッチャーの全長が短いタイプの導入の必要性はないものというふうに考えております。

御質問２点目の「軽救急車の導入を検討してはどうか」についてでございますが、離島や山間地域の狭い道は、通常の救急車では通ることができない場所でも、軽救急車であれば通行可能なこともあります。しかし、軽救急車は防振架台を装備していないため、搬送中の揺れが大きく、傷病者への負担になることや、スピードが出ないことで、長距離搬送には不向きでございます。

また、救急隊員３名と傷病者１名しか乗せることができないため、２名以上の傷病者や家族や医師等の同乗者を乗せることができない等デメリットがございます。

現在、広島市消防局管内におきましては、南区の離島に軽救急車を配備していると聞いておりますが、坂町においては、軽救急車を導入しなくても、これまでの救急車の対応で安全・安心の確保がされていると認識をいたしております。

御質問３点目の「緊急車両について消防、医療機関とのより一層の連携強化を図れないか」についてでございますが、緊急車両が稼働するに当たっては、消防と医療機関の連携は重要であると考えております。広島市消防局は平素より主要医療機関や各地区医師会、県・市医療政策部局等が参加する各種会議において、救急出動の現状や課題を提示し、救急傷病者の受入れ改善に向け、協議や受入れ協力依頼を行っているとおっております。

今後も、引き続き、迅速に医療機関に搬送できる体制づくりに努めていただくよう関係機関に要請をいたします。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○１番（折中 智議員） ８割方、前向きなお答えいただきまして、大変心強く思っております。

一方で、救急搬送、特に消火活動で助けを求めている方への時間短縮、こちらのほうは大変重要になると思うんですが、先ほどお答えいただいたとおり、狭い道のところで、緊急車両が現場へ到着する際、駐車位置を探したり、Ｕターンする場所を探したりというので、こちらのほうですごい時間が取られるのを、私、実際見ました。

そこで、道路上にあらかじめゼブラゾーンを引いたりして、緊急車両が止まるところをあらかじめ消防局と打合せをしたり、場合によっては、私有地の進入のほうを、あらかじめ用地を持っている方へ事前に交渉して、私有地への進入のほうを許可していただくという方策のほうの検討はお願いできないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

消防署も坂の町内をいろいろ走って回ってますので、どういう状況かというのは把握されとると思います。ここだったら車を止めれる、そこからだったら人しか歩けない場合は、ストレッチャーで搬送して、その後、家の中はいずれにしてもストレッチャーは入りませんので、ポーターマットによって搬送しているというふうに聞いておりますので、あらかじめどこの場所に止めるというのは決めなくても、消防署のほうで把握しとると思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどポーターマットという単語が出たと思うんですが、ポーターマットとあとストレッチャーを、椅子型にする、いわゆるストレッチャーの下にあるトランスポーターの形を縦型にするというお話だと思うんですが、これ、ちょっと細かい話をしますと、トランスポーターというのは上にあるストレッチャーに対して外側に大体2センチから5センチ大きくなるもので、縦型にして、横移動になったり、ポーターマットだったりすると思うんですが、例えば、私、横浜三部なんですが、狭い道、実際に横幅を測ったところ、一番狭いところで1メートル6センチなんです。これですと、実際、狭い道の方が救急車を呼ばれた際に、ポーターマットでも、結局、斜めにしないと通れないという事案がありましたので、ポーターマット自体の小型化というのは、ちょっと時間はかかると思うんですが、そういったところも、ちょっと広島市消防局のほうに働きかけていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

ポーターマットはストレッチャーの上に敷いてあるもので、毛布のような感じで曲がっていきますので、狭い道でも入りますので、それを、今、広島市の消防局が使っていますので、あえてこちらからまたそういった機材をとということの要望は考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） それと追加なんですけども、物を小さくしたら、今度は逆に大きい方が乗せられないというようなこともありまして、大体、今の用意しておりますポーターマットと、さらに言いますと、スクープストレッチャーいうて、ちょっと伸び縮みができるようなものも消防署のほうは持っておりますので、その事案事案に応じて使っておられると伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 小型のもの、いろいろ検討して、あらかじめしていただいているということですので、将来的に救急体制が今後充実していくものと期待しております。

最後にお聞きしますが、一方で、今度、消防車のほうです。火災の関係なんですけど、こちらは狭い道へ入りますと、消火活動、ホースで水を出したりするしかないわけですが、最も効果的なのは、そもそも火災を起こさないことでありまして、こちらに関して、例えば町の広報誌であらかじめ消火器のほうの設置を促したり、私、以前、質問したんですが、地震の感震ブレーカーの設置のほうをあらかじめ回覧板等、広報誌等で促していただいたらと思うんですが、その辺りどうでしょうか、よろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 火災に関しましては、今年になりまして火災が多かったものですから、1週間、町内放送を書けたと思います。また、今、春の火災予防運動週間ということで、防災行政無線によって今朝も流したところでございます。

また、坂町広報におきまして、火災報知機をつけましょうとか、そういうのは啓発

しております。

また、今、町民センターのほうでもそういうものを展示しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「認知症の諸施策について」質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「認知症の諸施策について」伺います。

近い将来、65歳の5人に1人が認知症になることは承知していただいておりますが、施設面は不十分、即対応ができないのが現状と思います。ならば、予防対策は各自で実施することになります。施策面での対応について伺います。

おのおのについてやるかどうか、やらないならば、その理由、想定される予算額を伺いたいと思います。

1点目、前回質問の結論を再度伺いますが、「認知症家族を事故対応のために町負担の保険に加入することはせず、個人で加入する保険で対応してください」との結論だったと思いますが、施設不足の中、これは介護施策として無責任ではないでしょうか。予算的にも僅かな予算で済むこと。再度、答弁をいただきたい。

2点目、認知症患者等が携帯する「行方不明防止用GPS」があります。価格は数千円から数万円と幅があり、月額料金もかかるとされていますが、検討してはどうでしょうか。見解を伺いたいと思います。

それから3点目、発症予防のため、聴力の衰えも原因があるとされるが、医師が認めた65歳以上の方が補聴器を買う際の助成制度を創設すればどうか。見解を伺います。

4点目、早期発見のために、呉市では市内60か所の保険薬局で認知症の簡易テストを無料で受ける制度を創設しておりますが、この制度は本町ではできないのかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症の諸施策について」の件についてお答えをいたします。

本町では、認知症の人が尊厳を守りながら希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた一人一人の人格や個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活

力ある社会の実現を推進をいたしております。

御質問１点目の「認知症の方への個人賠償責任保険の保険料を自治体が負担する事業」につきましては、前回の一般質問でお答えをいたしました。このような保険が必要となるのは認知症を患っておられる高齢者だけでなく、子供から高齢者までが対象となるものであり、それぞれの御家庭の実状に合った個人賠償責任保険に御加入いただくものであると考えますので、現在のところ、本町での実施は考えておりませんが、御家族からの相談を受けた場合には、このような保険があり、少額で加入できることや、御家族が加入されている保険でも対応できる可能性があることなど、丁寧に説明をさせていただくように考えております。

なお、実施した場合の想定予算額は、対象者や補償の内容によりますが、年間１０万円から１００万円前後と試算をいたしております。

御質問２点目の「認知症の方が携帯するＧＰＳへの補助」については、認知症の方が外出時にＧＰＳ端末機を携帯することで、徘徊等により行方が分からなくなった場合でも、パソコンなどで位置情報を確認できるものでございます。

認知症の方を介護されている御家族にとりましては、ＧＰＳ端末があれば安心感につながるものであると考えられますが、近隣の事例を研究をしながら、助成制度の導入について検討してまいります。

実施した場合の予算額としては、近隣と同様に、導入に係る初期費用に対して上限２万円を補助した場合、５人の利用を見込んで１０万円と見込んでおります。

御質問３点目の「補聴器を買う際の助成制度の創設」につきましては、聴力の衰えにより、他の人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的な孤立が生じやすくなると言われており、補聴器を使うことでコミュニケーションが円滑になり、社会とのつながりを保つことができるため、認知機能の維持にも役立つ可能性があると考えております。

今後、近隣の事例を研究しながら、助成制度の導入について検討していきたいと考えております。

実施した場合の予算額としては、近隣を参考にしまして、年間８０万円を見込んでおります。

御質問４点目の「認知症の簡易テストを本町ではできないか」につきましては、このような簡易テストを実施することで、認知症の早期発見や、早めに適切な治療や支

援につながることで、症状の進行や重症化を予防することが期待されます。

今後、坂町地域包括支援センターや認知症地域支援推進員が認知症カフェや認知症サポーター養成講座、ふれあいサロン等で、啓発と併せて実施することで、認知症ケアパスの目的である認知症の理解や早期発見・早期治療につながると考えておりますので、坂町地域包括支援センターや認知症地域支援推進員による簡易テストの実施に向けた検討を行ってまいります。

なお、簡易テストの実施に係る費用につきましては、業務委託の範囲内で実施するように考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） おおむね、ちょっと将来に向けたいうか、やるような方向で検討していると思ったんですが、この4点の提案は、こういうような背景があるんですね。1点目はいわゆる補償ですよ、認知症支援事業と補償。2点目がだから介護者の支援、GPSの件は。それから3点目は発症予防、いわゆる聴力が衰える云々の発症予防です。それから早期発見、これが今言う、どこかの施設へ行って、簡易テストをやるとかいうようなことが、4つの提案をさせてもらってるんです。

現在、実は坂町の全てのいろいろと第9期の計画を見ると、こういうことだけに終わってるんですね。生活支援のレベルで認知症サポーターとか認知症カフェの実施にとどまってるもんですから、今回の質問に至ったわけです。

まず、1点目の補償に関することについて、実はこれ、家族が認知症になって事故を起こすこと、自転車の事故も鉄道事故もいろいろとあるんですけども、誰も人ごとではられないわけですよ。だから何かこれは個人の家族じゃなくて、政治の重要なテーマですよ。新聞にもそういうことを書いてあります。私もそのように思うんですが、答弁いただいた内容は、家族全体の問題だから考えていない。また、予算は10万円から100万円ぐらいのことの答弁をいただいたんですが、これ、実は三原市は令和3年度に実施した中で、入り口15万円ぐらいの計上からスタートしたんです。だから実はその範囲があると思うんですけども、あんまり100万円までかかるような内容じゃないんですね。したがって、坂町は介護施策としては考えていないのかどうかをちょっと改めてお聞きするんですが、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

答弁でもお答えしましたとおり、御家族でというのは、御家族が入られている例えば御自宅の火災保険等の特約でこういった個人賠償責任保険がついてくる場合もありますし、そのほか別の保険で入っている場合もありますので、御家族で御検討をという意味で答弁させていただいております。

こういった保険があると、やはり御家族の方の安心感にはつながると思うんですけども、少額で入れるものも民間の保険でございますので、こういった保険があるということを御心配の御家族の皆様にお伝えするように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いずれにしても、ちょっとやっぱり介護施策として考えていかないと、これは個人で入りんさいよいうていうふうなはねつけいうの、よろしゅうないですよ。今、三原市とか福山市とか鉄道の多いところは特に考えてるし、うちは特に鉄道が長いわけですから、様々事故のことの絡みで、その辺の家族の補填をしてあげなきゃいけないと思います。

2点目でございますけども、介護者支援、GPS機能の携帯の件ですよね。これはいろいろと近隣の事例を研究して、近隣の町と合同で安くなると思うんですね。いろいろと近隣の事例を研究してやっていただきたいと思います。

現在、最新の情報によれば、認知症の不明者が、今、最多で、新聞情報で、更新して1万7千になったという情報があるんですね。これは物すごく事故とかなんかに遭うということで重要な問題です。この対策が必要なわけなんですよね。ぜひ実施の方向に向かって行ってほしいというんですが、これもやっぱりあんまり経費がかからんと思うんですけども、一方、こういう情報があったんで、参考にしてもらいたいんですが、町内ならば、何かある小学校が、尾道の小学校か何かですよね。ICタグをランドセルにつけて、ある地点を通過すればメールで自動通知する方法、これは利用料が月に440円だというようなことがあるんです。例えば町内に、それ、かからんと思うんですけども、いわゆる徘徊いうのは、だから意外とうまくGPSの発信機は衛星からですから、全地域分かるんですけども、全て近隣いうたら、そういうGPS発信機になるかと思うんだけど、町内で幾らかそういうこともできるということもやっぱり知ってもらいたいと思うんですけども、その辺は近隣ということで、広範囲にやるというこ

とを御答弁いただいたんですが、その辺の早めの動きをしてもらいたいと思うんですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

近隣でもGPSに対する費用というのを始めておるところが多くございます。内容につきましては、レンタルと購入があるんですけども、その初期費用に対する補助というのが多くあります。

先ほど議員さんおっしゃられたICタグをつけてという事業をやっているところもあると聞いておりますので、どのような方法がいいかというのは、今後、引き続き検討させてもらいまして、よりよい方法を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 前向き、ありがとうございます。

3点目の発症予防のための聴力をサポートする補聴器つけるという件ですけども、やはりこれも私が調べたところ、認知症機能は低下しやすうなって、脳の一部が萎縮するけん、会話がおっくうになるいうていうんですよね。人との交流が減るため、だからこれは一時的に耳が聞こえんけんどうのこうのじゃないんですよ。これも幾らか前向きな答弁があったのは、近隣を参考に80万円を試算しているということの答弁が一応あったんですけども、なかなか、多分、現段階考えれば、東京都の事例では例えばこういう補助をしてるんですよ。両耳で22万円かかるものを、課税者は3万6千円、非課税者は7万2千円とかいう助成を取ってるみたいなんです。だからこれも湯水のごとく原資があるわけじゃないと思うんじゃないけども、やはり高額な値段いうことにかなり私も引っかかると思うんで、前向きに対処していただいて、高齢者をやっぱり、ある程度、そういうふうな難聴から避けていくことが認知症の防止になるんで、これも前向きに検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） 議員さん御指摘のとおり、聴力が低下した場合、やっぱり聞こえにくさから周囲とのコミュニケーションが減ったり、耳から入る刺激が乏しくなるため、補聴器などで聴力を維持することが認知症予防の一つになると考えております。

各自治体でも認知症予防につながる補助金等を実施しておりますので、本町におきましても、補聴器購入に対する補助を検討していきたいと思うんですが、実施する場合は、介護保険の特別会計で実施するようになると思います。その介護保険の基金等、残額だったり、サービス給付費の今後の見込み等を検討しながら、補助の内容について考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと4点目の早期発見いうのも、これも重要なテーマですね。知らん間に認知症が進んでるということはみんなが感ずることもあるんですよね。今の呉市の事例で質問させてもらったんですが、やはり身近な薬局なんですよ、この場合は、呉市の場合は。チェックするような、敷居を高くしたらそういうことをなかなかやらのじゃないかと思うんですね。身近ないうてチェックしてほしいと呉市の担当者は言ってるというコメントがちょっとあったんです。

答弁をいただいた内容は、うちも前向きな姿勢で、関係行政の担当部署内で集まる場所とかなんかで実施したいと。いわゆる業務委託、業務の範囲でやるんで、金はいかからないということの答弁をいただいた、これはいい話だと思います。

ただ、敷居が高かったり、何かわしゃ認知症じゃないでというような言葉があったりすりゃ、なかなか何か受けづらいうか、受けに来ないいうか、そういうこともあると思います。だからその辺を敷居を低うして、前向きに対処していただきたいと思っています。

この中に、答弁いただいた中で、ふれあいサロンでも対応するかどうかを言われているんですが、この辺はまたどういうふうな対応にしたらええと思われますか、ちょっと内容を説明してください。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

今、呉市でやっているのが、保険薬局で実施しておるんですけども、坂町では薬局店がそんなに多くないと。薬局のほうでも、呉市のほうをお聞きしますと、なかなかそのテストをしに薬局に来るいう人はおらんみたいで、薬局のほうでもテストしませんかいう声がけはなかなかしにくいように聞いております。

坂町で実施するには、やはり皆さんがやりやすいようなところでやるのがいいのか

なと思って、サロンとは答弁しておるんですけども、もう一つの案として、老人クラブなり、そういったところで、皆さんがやりやすいようなところでやればいいのかというふうには考えております。

ただ、皆さんの前でテストをする、皆さんがおる中でテストをするとなると、プライバシーの問題もあったり、ほかの人に知られたくないとかいうこともあると思うので、ここら辺は慎重に方法について検討しておるところでございますので、もう少し実施に向けて地域包括支援センターと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番安竹 正議員から「防犯カメラの設置見直しを」について質問願います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 「防犯カメラの設置見直しを」の件でお伺いいたします。

近年、「闇バイト」とかいう凶悪犯罪が横行しております。坂町においても、正月早々に平成ヶ浜三丁目路上においてタクシー強盗事件が発生しました。

坂町では、安全・安心なまちづくりの一環として、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内45か所に防犯カメラが設置してあります。十分な数とは言えないのではないのでしょうか。

町民の声として、北新地、小屋浦一丁目住宅、町有住宅など、防犯カメラの設置が望まれる声をお聞きしております。今後、町内防犯カメラ設置箇所の点検をしてはいたかがでしょうか。

また、防犯カメラを設置したいという世帯に対して、補助制度の検討をされてはいたかがでしょうか。

町の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防犯カメラの設置見直しを」の件についてお答えをいたします。

防犯カメラの設置につきましては、犯人逮捕に役立つといった点で効果が見込まれるほか、犯罪の抑止力としての役割も期待されていることから、本町におきましては、町内全域に不特定多数の方が利用する道路、公園、小中学校、公共施設など、45か所に防犯カメラを設置をいたしており、犯罪発生時には捜査機関に画像の提供を行い、

早期の解決に努めているところでございます。

本年１月に町内で発生した強盗殺人未遂事件におきましても、タクシーのドライブレコーダーや防犯カメラを活用し、事件の解決に役立ったと伺っているところでございます。

御質問１点目の「町内防犯カメラ設置箇所の点検をしてはどうか」についてでございますが、防犯カメラの設置箇所につきましては、警察と協議を行い、効果がある場所に設置をしております。現在、設置しております箇所について、再度、海田警察署と確認を行ってまいります。

御質問２点目の「防犯カメラを設置したいという世帯に対して補助制度を検討してはどうか」についてでございますが、防犯カメラによる犯罪の抑止力の向上が期待できる一方で、家庭用防犯カメラの設置は個人情報及びプライバシーを侵害してしまうおそれがあるため、設置場所、撮影方向など、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないような配慮が必要であることや、画像を収録した記録の漏えいを防止する策を講じる必要があるなどの課題があり、補助制度により積極的に家庭用防犯カメラの設置を促進していくことは慎重な判断が必要と考えております。

安全・安心なまちづくりの推進に当たりましては、町民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域・警察・行政がそれぞれの役割分担の中で連携して防犯対策に取り組むことが必要であると考えております。

こうした中で、町といたしましては、町が設置する防犯カメラにつきましても、小屋浦再開発との連動や必要な箇所への増設に向けて、地域の御意見を伺いながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○７番（安竹 正議員） この防犯カメラという設置のあれも、ここ近年、増えたと思うんですが、町内では４５か所、今現在あると聞いております。

今後、毎年、これを見直して、徐々に増やしていく方向であるんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

毎年、増やすという計画はございませんけども、皆様の地域の方の要望とか、またそ

ういうことを警察ともお話ししまして、協議の上、設置するかどうかということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 質問にも上げましたけども、北新地住宅、小屋浦一丁目住宅、町有住宅などのアパートの入り口辺りに防犯カメラの設置が望まれているというふう聞いておりますが、この件についていかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 北新地の住宅と小屋浦一丁目の住宅なんですが、町有住宅のほうはついておりませんが、災害公営住宅のほうは小屋浦と北新地にはついております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 防犯カメラというのはすごい難しい問題がありまして、先ほども申しましたように、個人情報、プライバシーの問題もあるということで、前回も、何年前だったですかね、路上へ一応設置をするということで、警察とも協議をしながら、ここが適当であるというところへ設置をしようとした事案もございました。しかしながら、近隣に住宅もございましたので、そういうことをどうだろうかということをお隣の方をお願いをしながら設置を計画しておったんですけども、やはりその中の一部の方が、うちはその撮影に入るようであればやめてほしいというようなこともいろいろございますので、やはり地域全体のコンセンサス、合意が取れないと、なかなか難しい問題もあろうかと思っておりますので、そこらもひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 承知しました。

今現在、小屋浦一丁目住宅、北新地住宅、皆さん、防犯カメラがついてるという認識がいまいちないんで、これもどこにつけたとかなんとかいうのが発表はできないんだろうとは思っています。これも警察と住民との意見交換をしながら、徐々に防犯カメラも有効的な箇所に取り付けられることを願って、質問を終わります。答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 住民の方と警察の方とでお話ししまして、防犯カメラの設置につきましては、内部も協議いたしまして、つけるときにはそういう形を取りますので、以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とさせていただきます。よろしくお願いします。

（休憩 午前１１時５４分）

（再開 午後 １時００分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ２番岡村繁範議員から「猛暑による熱中症対策について」について質問願います。

岡村議員。

○２番（岡村繁範議員） 「猛暑による熱中症対策について」の件について。

昨年夏は例年に増して猛暑となり、熱中症対策がかかせませんでした。高齢者や子供など、熱中症リスクが高い人への配慮をより徹底する必要があります。

また、地球温暖化に伴い、極端な高温のリスクが増加しており、熱中症による死亡者数は年間千人規模で推移しています。

環境省における「地域による熱中症対策」においては、重点対象分野の一つとして「地方公共団体による熱中症対策への取組強化」が掲げられ、地方公共団体を中心とし、地域における取組を進めていくために、国、都道府県及び市区町村や地域における多様な主体が連携し、一体となって対策を進める必要があると明記されています。

そこで、以下の点について質問します。

１、熱中症リスクを鑑み、主に学校教育において、リスクの高いであろう行事について、現状対応している施策や今後の対応について伺う。

２、住民向けの熱中症対策について現状どのようなことを取り組んでいるのか。

町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「猛暑による熱中症対策について」の件についてお答えをいた

します。

近年では、地球温暖化の進行に伴い、極端な高温等が起こる頻度と強度が予測される中、甚大な健康被害が発生していることや、熱中症は住民の健康と命に関わるものであり、全ての地域において熱中症対策の強化が求められています。

御質問1点目の「学校教育において、熱中症リスクの高いであろう行事について、現状対応している施策や今後の対応について」でございますが、夏季の学校生活・学習・行事につきましては、空調設備の適切な活用などの熱中症対策を講じておりますが、とりわけ運動会、体育祭においては、その練習日を含めて、熱中症リスクが高いと認識をしております。

そのため、今年度の実施状況と来年度の気温上昇を踏まえ、児童生徒が安全で健康的に運動会、体育祭の取組ができるよう、令和7年度は暑さが和らぐ時期の開催となるよう、教育委員会を通じて学校を指導しています。

なお、運動会、体育祭以外の行事、学校生活、学習についても、引き続き、十分な熱中症対策を図ってまいります。

また、近年、SDGsの達成に向けて、世界的に環境配慮への関心、取組が高まる中、環境問題の解決につながる取組（エコフレンドリー）を児童生徒が理解する教育の推進を図るよう、教育委員会と連携をしてまいります。

御質問2点目の「住民向けの熱中症対策についての取組」についてでございますが、令和6年4月の気候変動適応法改正により、熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報と改め、より深刻な健康被害が発生し得る熱中症特別警戒情報が新たに定められ、暑さ指数に応じて環境大臣が発表し、県知事から町に通知が届くことになっており、令和6年度においては、熱中症特別警戒情報の発表はございませんが、熱中症警戒情報は31回発表し、その都度、外出を控えることや水分補給、エアコンなどを使って涼しく過ごすことを防災行政無線で注意喚起をしております。

同時に、町では暑さを避ける施設としてクールシェルの取組を行っており、公共施設5か所を定めております。

この熱中症情報の周知方法といたしましては、広報誌やホームページ、dボタン、LINEにより情報提供をいたしております。

また、民間事業所においても、クールシェアの取組に協力されている事業所がございます。

今後とも、町民一人一人が健康管理に留意をいただきながら、熱中症対策に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） それでは、1点目の質問ですが、学校教育の観点から、教育委員会を通じて学校への指導や対策を図るとの回答がありました。ただ、やはり保護者などからは、直近で言うと、運動会の開催時期についての見直し要望が実際ありまして、来年度の運動会について、今年のことなんで、検討している内容をより具体的に教えていただければ、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

先ほどの答弁にもございましたが、今年度の暑さの状況等を踏まえてということで、涼しい時期にということですが、具体的には、まずもって、体育祭、運動会、発表会と、大きな行事というものは、おうちの方や地域の方に子供たちが4月から学んできたこと、学校で学んできた学習や生活の成長の場を見ていただく場でございます。子供にとっても保護者にとっても大変意義のある行事でございますが、これは学校の教育の一環となりますので、次期の開催については、日程調整も含め、いろんなことを考えながら決めていかなければなりません。

それで、今、考えているのが、体育祭につきましては、今年度、坂中学校におきましては、9月の初旬に体育祭を行っております。中学校に関しましては、夏の部活動の大会や試験などを考慮いたしまして、来年度は10月の初旬に体育祭の当日を持っていこうと思います。これによって、練習も少し、まだまだ暑い時期ではありますが、今年ほどではないと見込んでおります。

小学校におきましては、今年度につきましては、10月の初旬に運動会を開催させていただきましたが、来年度につきましては、この10月に学習発表会を開催し、秋、11月の中旬に運動会を開催していこうというふうに考えております。これにつきましても、令和7年度実施いたしまして、また反省等、いろいろなことがありましたら、また来年度、検討していこうと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 具体的にこれだけの時期がずれるということを検討していた  
だいているのは大変住民の方も喜ばれる、保護者の方も喜ばれると思うので、実証実  
験の中で、今後、引き続きどうなっていくかということだと思います。

続いて2点目ですが、2番の住民向けの熱中症対策についてなんですが、例えば環  
境省が実施している事業で、地域特性を踏まえた熱中症対策を推進することを目的と  
した、名目上が地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事  
業という補助金の制度があるんですけど、これらの補助金を申請利用し、予算的な面  
で、町の熱中症対策としての費用を捻出してはどうか、これについていかがでしょう  
か。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

この熱中症のモデル事業の補助金につきまして、広島県のほうからの通知が来てな  
かったもので、うちも把握してなかったんですけども、今後は環境省などの補助金  
を見せていただきまして、情報収集のほうに努めさせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 広島県から情報共有をしっかりといただくよう御依頼いた  
だきたい点と、これ、最後でいいんですけど、最後、町長に答弁いただきたいんです  
が、例えば、さっきの補助金の話なんですけど、こういったモデル事業では、例えば  
指定暑熱の避難施設の基盤整備、または独居高齢者に対する空調設備のそういった補  
助金になるんですけど、そのほか、熱中症対策に必要なだと認められる事業という項目  
がありまして、もっとあります。この熱中症対策に必要なだと認められる事業、これ、  
例えばなんですけど、例えばバスの屋根の設置であったりいうのも熱中症対策になる  
かと思うんですが、当然、補助事業の要綱に即した範囲となるでしょうけど、こう  
いった住民へのサービス向上につなげていくための補助制度の調査なども執行部の中  
では行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私も実をいいますと、環境省にそういうメニューがあるという  
ことを十分承知をしておりますませんでした。今、担当課長は県を通してということであ  
りますんですけども、やはり根っこが環境省でありますんで、やはり環境省の情報を

しっかりと受け止めて、逆に県のほうにそれをどうなっとるんかというぐらいのことが言えるような状況になるように、ちょっとこれからよく努めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番奥村富士雄議員から「地方創生と地域経済活性化のため移住者等の起業支援をしては」について質問願います。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 「地方創生と地域経済活性化のため移住者等の起業支援をしては」の件で御質問いたします。

広島県の人口減は4年連続全国1位で深刻です。地方創生のため、首都圏からの就労、テレワーク、起業を伴う移住に補助金があるが、なかなか実績が伴わないようです。

坂町でも人口減が進んでおり、県道や坂東環状線整備による坂地区可住地の開発、小屋浦地区の民間土地取得による再開発による人口増計画、横浜地区は可住地が少ないようですが、横浜地区町道の整備、さらに長期的には防災対策も含めた鯛尾から平成ヶ浜地区への道路計画などでの人口増が必要ではないでしょうか。

人口増を図るにしても、社会基盤の整備のほか、地域産業・経済の活性化が重要となってきます。豪雨災害後、店舗などの閉店が増え、特に小屋浦地区は無店舗、無医地区となっていますし、坂地区や横浜地区も同様に無店舗化が進んでいます。

こうした中、首都圏だけでなしに、県内外からの移住者や転居者だけでなく、町民の起業や後継者不足による事業継承、空き家対策などでの起業のため、事業資金などに対する補助をしてはいかがでしょうか。起業支援は、現在、商工会が中心になって取り組んでいます。今後は地域産業・経済の活性化、空き家対策などに町ぐるみで取り組むため、行政、商工会、大学、金融機関、企業などを交えた協議会などを立ち上げ、取り組んだらいかがでしょうか。来年度以降の地方創生にとって重要であると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地方創生と地域経済活性化のため移住者等の起業支援をしては」の件についてお答えをいたします。

広島県の転出超過が4年連続で全国1位となり、本町におきましても、被災により甚大な被害を受けた小屋浦地区など、人口減少が進行している状況でございます。

こうした状況を踏まえ、小屋浦地区のにぎわい創出と人口増を図るため、町有住宅用地と新たに取得した旧シェル石油用地を活用し、商業施設や公営住宅等を誘致・整備する再開発事業に着手をしているところでございます。

御質問1点目の「起業や事業継承に対する補助をしては」についてでございますが、現在、本町では、中小企業者に対する支援といたしまして、毎年度、町内商工業の発展に資するため、広島安芸商工会坂支所に対しまして商工業振興事業補助金を交付しており、町内の広島安芸商工会会員に対しましては、運転資金や設備資金を融資する坂町中小企業融資制度により支援を行っております。

令和6年度におきましては、ブランド力強化促進事業といたしまして、商品開発等に対する助成を行いました。

また、広島県と共同で実施をいたしております地方創生移住支援事業では、東京圏から本町に移住し、起業する方に対する補助制度も設けております。

広島広域都市圏協議会におきましては、創業に関する情報を提供する「創業・ベンチャー支援事業」や、中小企業の人材育成や技術力の強化を図るためのセミナー開催や情報提供を行う「中小企業支援センター事業」、販路拡大のための「ものづくり販路開拓支援事業」による補助金制度をはじめ、そのほかにも様々な支援施策を実施をいたしております。

さらに令和7年度からは、広島中央地域連携中枢都市圏協議会におきまして、「事業承継マッチング支援事業」といたしまして、地域に根差した小規模店舗や事業者の事業承継を支援するため、事業承継マッチングサイトにより全国の起業希望者や移住希望者を募る事業を実施いたします。これら様々な方面からのきめ細やかな取組により、起業や事業承継などに対する支援を行い、商工業をはじめ、地域経済の発展を推進いたしているところでございます。

また、空き家を活用して起業等を御検討されている方につきましては、本町の空き家活用支援窓口に御相談いただければ、起業等に活用できる物件情報を御提供できるものと考えております。

御質問の補助金につきましては、令和7年度に第3期坂町地方創生総合戦略を策定をするための総合戦略会議におきまして、広島安芸商工会をはじめ、本町に関係する「産官学金労言」の方々とともに意見を出し合い、議論し、本町の創生に資する施策を検討する予定といたしておりますので、その中で検討させていただきたいと考えて

おります。

なお、御質問２点目の「行政、商工会、大学、金融機関、企業などを交えた協議会などを立ち上げ、取り組んだら」につきましては、令和７年度に開催する坂町総合戦略会議がまさに議員御提案の協議会と一致するものと認識をいたしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○１１番（奥村富士雄議員） 最後の平成７年度の第３期地方創生総合戦略会議を作成する部分と、それから、総合戦略を町の中で検討ということで、いい方向に進んでいけるんじゃないかというふうに考えとるわけなんですけど、その中で、今まで取り組んできた、町長の施政方針の中で残念なのは、こういう商業の活性化とか経済の問題について、地域活性化について、ページ数がすごい少ないんよね。ただ坂町の中小企業の融資制度を活用して、商工会と連携してやっていくというぐらいしかないんで、やっぱりこれから農業もさることながら、漁業も大切なんじやが、商工業を活性化していくと。地元の商業を活性化していかなと、町の魅力いうのはないと思うんですよね。それだけに、例えば小屋浦が、今、人口が減ってきておるとい部分があるんで、やっぱり町内のそういう商工業を活性化していくということが非常に大切になってくるんじゃないかと。そのためにも中小企業の融資とかブランド力というのがあるんですが、今、利用者が非常に少なくなっておるといのが、結局、現在、残された商工業者というのがなかなか単独では力が発揮できないような状況になつとるわけで、これを何とかせにゃいけんということになると、やっぱりそれぞれ残ったもの同士、あるいは、その中で若い人がいらっしゃるわけなんですけども、それらが連携してやっていく必要があるんじゃないかと。単独いうのは、自分の商売だけで、例えば新たな特産品とかブランド商品を研究するいうても、なかなかその余力がないんで、少しでも協働でやっていけば、そういう新たな知恵が働いたり開発ができたりするんじゃないかと思うんで、その取組を行政に、本当を言ったらおかしいんじやけども、行政に音頭を取っていただくと。商工会がそういう面では単独商工会じゃないんで、力不足な面もあるので、行政で取っていただくということが必要ということで、そういうふうに書いたわけなんですけど、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう形で、いわゆる自治体の中の商工業の方がチームをつ

くりまして、タッグを組んで、団体となって起業をし、そしてまた、そのことが地域の活性化につながるとこのような事例も全国各地にあるように私も思っております。

そういう中で、先般も、実をいいますと、広島県東京県人会の総会がございまして、新春の集いがございまして、私もちょっと出席をさせていただきましたけれども、広島安芸商工会の本部の方がいわゆるブースを設けておられて、そこでいろいろなものを販売をされておりましたけれども、坂の商品も何品かありまして、ちょっと試食をさせてもらったりもしたんですけども、やはりそういう中で、今度は坂支所の中でそういうチームをつくって、また一体となって商品を開発していくような、そういう環境ができれば、それに対して、先ほどもちょっと申しましたが、一応、補助金の制度もございまして、現実には本年度、2件の事業者に支援をさせてもらいまして、ちゃんとした商品を開発しまして、ある方からも褒めていただいた電話なんかもあったような事例もございまして。

やはりそういう中で、我々がもちろん牽引をしていかにやいけんと思いますけれども、やはり事業者の方と一体となってやっていくような環境ができれば、また違った商業の振興に資するんじゃないかというふうに思いますので、しっかりまた広島安芸商工会坂支部の方とも、そういう面でいろいろ議論をする機会が持てればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） やっぱり物をつくるということは、販売をせにやいけんわけですね。販売をするのに、例えば坂うめじろう饅頭にしてもうめじろうのグッズにしてもそうなんじゃけれども、販売体制が整ってないわけです。作ることばっかしは作って、どういうふうにして販売したらええかというのがないから、そこから先が進まんというのがあるわけですね、芸州坂うどんでもそうなんじゃけれども。その販売ができるものを、町長が今回の当選のときに、ベイサイドビーチにそういう物販ができるような施設を造っていかんやいけんというような表現をされておりましたけれども、そこらを早めに計画をしていただいて、あそこへ持っていったら販売できるというものを、例えば女性群がいろいろな商品、あるいは飲食のものを開発したら、そこで販売ができるというような形が取れば、もっともっとそういう機運が高まるんじ

やないかと思うんですけども、そこら辺は具体的に今の物販とか町内向きの、今、モンベルとかハワイアンのアロハカフェでは、あれは町外ですから、町外じゃけえ、それは言うちゃ悪いんじゃないけども、そがいに坂町のために頑張ってるんじゃないかって、自分らがもうけりゃええというような発想が多いんじゃないかと思うんで、やっぱり地元の人が直接的に販売できるようなそういう施設があれば、例えば今のようなビールにしても、よその業者を探すんでなくて、ベイサイドビーチに醸造所をつくって、地ビールをつくっていったら、それはほいじゃあみんなも協力しようじゃないかいうような形になると思うんですが、そういった施設を、地元の人たちが販売できるような施設というような計画はどんなんですかね、時期的に。できれば早うつくってほしいと思うんですけども、そこら辺はどうなんですか、見通しとしては。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 計画はいたしております。一つの例が、これは10年ぐらい前になるのかも分からんですけども、坂町の漁業協同組合から、あそこにやはり地元で取れたお魚とか、あるいはまた、調理した食料品を販売をできるような施設を造ってほしいということで要望がありましたんで、造らせていただきました。その後は漁協さんのほうで有志の方で運営されておられるんですけども、今も結構、町内外から多くの方が来られて、何時間かで全ての商品が消費するというようないい事案もありますんで、そこらも踏まえながら、またベイサイドビーチのほうにもそういう計画をしておりますんで、時期を今ここで明言はできませんけども、今、モンベルさんも、それからアロハカフェパイナップルさんもやっと落ち着いた感じがしてきた状況にありますんで、これから本格的にそういう対応をしていくような準備をしていこうという、今、ところに来ておりますんで、ひとつよろしく願いいたします。

そこまでしか、ちょっと今のところ、答弁ができません。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 今月号の広報に地域おこし協力隊の通信というのが載って、篠崎隊員が坂町に宿泊施設がないことに注目して、空き家を改修して宿泊施設ができないかと考えたい。あるいは、その宿泊施設をカフェとして活用するというようなことが載ってるわけですね。私、こういうのは非常にいいことじゃろう思うし、またもう一人が特産品の開発云々という、ちょっとムラサキ麦やらなんかにこだわってるいうのがあるんですけども、もう少し柔軟な考え方で、特産品の開発を研究

していきやええ思うんですが、この宿泊施設とかカフェやなんかは、今、よその移住やなんかを考えても、結構、空き家を使つてのそういうものができとるわけですよ。それは非常にいいことだろうと思うんで、何とか実現させてあげたいと思うんですが、実現させるにしても、地域おこし協力隊員だけじゃできん思うんですよ。だからそのときに今回のような企業に対しての補助金の問題とか、あるいは、地域の人たちを巻き込んだそういう企業の応援というか、そういうようなものが必要じゃないかと思うんですけども、そういったことに対してはどうなんですかね。町として今の地域おこしの人やろうとしたときに、どの程度の協力をするんかということですよ。だから地域もやっぱり巻き込まんと、単独じゃできん思うんですよ、一人じゃ。だからそこの取組いうのはどうなんでしょうかね、どう考えとってんか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、地域の方と一緒にって取り組むことで成功に近づけるものと考えております。

最初に、補助金の話なんですけども、地域おこしの方が起業される際に、100万円を支援する補助金を用意いたしております。来年度、令和7年度にはそちらの100万円の補助金は既に計上いたしております。また御審議いただければと思いますけども、また、地域との連携につきましても、やはりそういった起業したときに、地域の方がお客さんとして来ていただくのが一番の協力になると思いますので、そういった皆さんが集まっていだけるような取組を地域おこし、また、地域の方々と一緒にって考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 最後の質問なんですけども、いろいろ空き家やなんかを見ても、なかなか商売に結びつくような空き家いうのが少ない思うんですけども、そうした中で、今、町内では移動店舗、販売車が来てから、移動店舗でやってますよね。私は、一つは、その移動店舗もええんじゃけども、何か固定したところに店がでんかのいうようなことを考えたときに、各地区に集会所があるじゃないですか。集会所がほとんど活用されてないというか、毎日毎日、活用いうわけにいかんので、例えばその集会所を1週間に一遍ぐらい移動店舗として活用するいうことはできんもんじ

やろうかというふうな、これはもちろん地元との協議をしながら、地区の集会所というのは人が集まりやすい場所なんで、買物をするにしても便利でええんじゃないかと思うわけですね。だから冷凍の商品とかなんとかいうのはなかなか難しいかもしれんけども、そういう食品関係でやっぱり身近に移動販売車である商品よりかは、もっとバラエティーに富んだ商品がそこだったら集まって販売できるんじゃないかというふうなことがあるんで、今後は住民協や地区の人と協力しながら、そういう販売できるような体制をつくって、今の無店舗地区を解消していくというようなことも考えていく必要があるんじゃないかというふうな気がするわけですね。何か集会所があってももったいないというんですかね、利用頻度が少ないんで、そういう形で移動店舗をつくれば、地元の人にとっても便利がええし、集会所の活用という意味でも便利がええというふうに思うんですけども、そこら辺の考え方は町としてどうでしょうかね。地域との連携をよく言うんですけども、地域もちょっと負担が増えるんでどうかなというふうな気もするんですけども、一つの考え方としては、そういった考え方もあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、その発想は素晴らしいと思います。いずれにしても、全部の住民福祉協議会を巻き込んでということはまず不可能だと思います、スタートは。どこかで実証的にモデルになるような店舗を、各住民協にあられる集会所を活用して、どこかにモデルになるような事業がスタートして、それが仮に成功すれば、また裾野が広がってくるんじゃないかというふうには考えておりますが、いろいろな地域によって、いろいろ事情も違ってくると思います。そこらも考えながら、ぜひとも便利のいい横浜中央集会所でまずやっていただければ、それを皆さんで勉強しながら、また裾野を広げていくというのも一つの方法でありますんで、そこらもひとつ御理解いただければというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 5 番向田清一議員から「公営住宅の家賃と減免について」質問願います。

向田議員。

○5 番（向田清一議員） 先ほどは名前を間違っ失礼いたしました。

「公営住宅の家賃減免について」お伺いします。

物価高騰による生活苦に拍車がかかっています。また、県営住宅においては、子育

て世帯は下のお子さんが小学校 6 年生を卒業すると居住できなくなり、退去を余儀なくしなければなりません。住み慣れた居住地、お友達もいっぱいいる中での転居になり、泣く泣く転居されています。

幸いにも平成ヶ浜県営から町営住宅に転居されている方もおられますが、特定公共賃貸住宅ということで家賃が高い。この物価高に賃上げが追いつかない状態では生活が成り立たず、悲鳴が聞かれます。

下記の点についてお尋ねします。

1 つ、特定公共賃貸住宅の家賃の見直しが平成 26 年度から行われているが、具体的な経緯をお聞かせください。

平成ヶ浜住宅では「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例」第 15 条に「家賃の減額を行うことができる」とあるが、減額となる具体的な所得、家族構成などの基準は。

3 つ、「坂町営住宅家賃等減免及び徴収猶予に係る事務取扱要領」において、10%から70%の家賃を減額する制度があるが、町営住宅及び特定公共賃貸住宅で居住全世帯中、何世帯が利用されていますか。

4 つ、物価高騰が続く中で、特定公共賃貸住宅の家賃について、仕事を辞められた方や病気等により家賃支払いが難しい方に対する現行の減免基準の生活扶助基準額の30%を加えた額では不十分と思われますが、当局の見解をお伺いします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「公営住宅の家賃と減免について」にお答えをいたします。

町営平成ヶ浜住宅は平成 17 年度から平成 22 年度にかけて、子育て世帯の支援住宅として中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅を整備したもので、低所得者を対象とした公営住宅とは異なるものでございます。

御質問 1 点目の「特定公共賃貸住宅家賃の見直しの経緯」及び御質問 2 点目の「家賃の減額を行うための具体的な所得や家族構成における基準」についてでございますが、平成 25 年度までは入居時の所得により算出した家賃を次年度以降も変更しないこととして運用しておりましたが、住民福祉協議会をはじめ、共働き世帯の出産に伴う離職などによる所得が激減した入居者からの要望により、子育て世帯の居住の安定を図るため、平成 25 年 12 月に家賃の決定及び減額の運用基準を改正し、平成 26

年度から毎年収入調査を行い、世帯の収入に応じた家賃を決定しているところでございます。

なお、家賃決定の過程において、政令月収額が25万9千円以下の入居者には申請をいただき、家賃の減額を行っているものでございます。

御質問3点目の「町営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃の減免及び徴収猶予の実績」でございますが、減免及び徴収猶予は決定された家賃に対する措置でございますが、収入が著しく下がったとき、疾病にかかったとき、災害による著しい損害を受けたときを対象としております。現在、町営住宅は142戸の入居に対して1戸の減免措置、特定公共賃貸住宅は46戸の入居に対して1戸の減免措置をしており、徴収猶予の実績はございません。

御質問4点目の「現行の減免基準は不十分である」につきましては、令和4年4月に坂町営住宅家賃等減免及び徴収猶予に係る事務取扱要領を改正をし、従前の減免基準額では生活保護法に基づく生活扶助及び教育扶助基準額としていましたが、従前の額に生活扶助基準額の30%相当額を加えた額に見直すことにより対象範囲を広げ、また、減免率も従前は10%から30%であったのに対し、10%から70%と手厚いものに見直しております。

この要領につきましては、広島県と同様の基準になっており、適正な住宅管理を行っているものと認識をいたしております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 令和4年4月に改正されて、平成ヶ浜町営特定公共賃貸住宅の減免は2つの方法が取られているようです。1つは、所得に応じて3段階に振り分け、例えば1号館では5万4千円から7万9,600円を徴収しています。一方、生活保護の1.3倍に家賃を加算した額を基準額として、この基準額と入居者収入の差額によって7段階、10%から70%の減免ができるとなっております。どちらをどのように使い分けているのかお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

まず、平成ヶ浜住宅であります特定公共賃貸住宅の家賃の決定でございますが、こちらは中堅所得者のための住宅でございます。こちらにつきましては、民間に近い範

囲での家賃の決定ということでございまして、一番高い家賃、3LDKで申しますと7万9,600円という家賃を、まず審査に通りましたら、その家賃で決定をいたすものでございます。

こちらにつきまして、26年度から運用しておりますのは、毎年、収入調査を行いまして、その家庭の収入に応じた家賃を決定しておるところでございまして、その世帯の所得から必要な同居親族の控除でありますとか、特定扶養控除でございましてとか、老人扶養控除とか、そういった公助を差し引いたものを12で割ったものが政令月収額としております。その額によって収入分位が現在は8つの区分で分かれておりますが、先ほども答弁でございましたように、25万9千円以下の方は減額の対象となるということで、まず減額の申請書を出していただきまして、減額をして家賃を決定していると。それで当初の家賃が決定いたしまして、入居の途中に入居者等が病気にかかったときでありますとか、災害に遭われたときということもございましたが、そういう3段階の基準に基づいて計算を行ってまいります。

生活扶助基準額、減免基準額というのを、こちらを見直させていただきまして、当時、令和4年のときに10%から、その割合が30%までのものを10%から70%に上げて、減免率も30%が最高であったものを70%まで見直したということでございます。その2段階の措置で減額の家賃を決定しているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 平成ヶ浜町営特定公共賃貸住宅では、過去にアンケートを取った結果、家賃が高い、高過ぎて生活ができない方が合わせて51.3%ありました。妥当な額という方は一人もいませんでした。直近で県営から町営に転居された方も、物価高で生活が大変、家賃も高額で困っているとおっしゃっています。こんなことも過去にありました。年収で相応なのだと思うが、月々の収入は不安定で、現在、育休中で無収入なので、預金を取り崩して生活している。子供に残すことも難しい状況なので減額してほしい。もう一点、生活できないので引き下げて、せめてシングル世帯だけでも家賃は収入に見合ったものにしてほしいと、このような方に手を差し伸べるのが行政の仕事だと思います。

今回の4月、令和4年度4月1日ですか、改定になった回答では、減免対象者が1人にとどまっています。減免の周知徹底が行き渡っていないのではないかと思います

が、広報が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

減免の周知が行き渡ってないのではないかとということでございますが、町といたしましては、毎月の家賃の振込、引落しがございます。それに基づいて家賃が未納であった方に対しましては、まず督促をいたしまして、続いて催促ということにはなりますが、こちらの家賃を徴収する折に、現地の未納の家庭に伺って、そういった状況なんかも把握してるものとしておりまして、そういった本当に支払えない状況というのがそのときに分ければ、こういう案内をさせていただいております。

ホームページ等には、現在はそういった減免の措置がありますよというような周知はさせていただいてませんので、そこらはそういった情報を皆さんが知り得るような方法で周知をしていければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 10%から70%の減額の基準は、生活保護の1.3倍で、家賃が高い公共賃貸住宅では生活が困難と思います。先ほどは広島県と同等の基準となっているから大丈夫ではないかというようなことなんですが、県の公営アパートは生活困窮者が大体入居するところで、家賃が半分ぐらい低いんですね。それで30%ということになってるんですが、家賃が高いこの特定公共賃貸住宅においては、1.3倍を引き上げるべきじゃないかと思いますが、再度、伺いますが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 住宅の機能が高いということで、そういった率を上げてはどうかというようなことでございますけども、現在、坂町にある住宅につきましては、全ての基準をこの要領で適用してございます。県も30%水増ししたもので割合を決めていっているというようなことで、町といたしましても、こういった声をじかに入居者の方からは聞いたこともないんですけど、私といたしましては、今、70%に令和4年度に水増しして手厚いものになっているということを感じておりまして、住宅の種別によって変えるもんじゃないという気がしてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほども繰り返し言っていますが、令和4年4月から実施された一般の町営住宅でも10%から70%の減免対象になった方が1人しかいないということですね、この間。この取り残された方は、物価高で非常に厳しい生活を強いられているんじゃないかと思います。早急に手を打つ必要があると思いますが、これについてはどうでしょうか。広報を含めて、一般の町営住宅においてもいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

実際、困られてるかどうか、取り残されてるかどうかというのが町のほうでは把握してございません。現在も減免の対象になっている方は1世帯、1世帯ということで、町営1世帯と公賃で1世帯ということでございます。それぞれその基準に合った方が申請をしていただき、それに基づいて町のほうで審査の上、減免をしているというような状況でございますので、こちらの基準は変える必要はないと考えてございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 今回、臨時特別給付金が非課税世帯の方に3万円、お子さんには1人2万円が給付されました。この方が坂町で1,451世帯と予算では聞いてます。この方々は、本来、全てが10%から70%の減免対象者なんです。数字で言いますと、扶養世帯2人で所得割の非課税世帯は147万円、生活保護の1.3倍は201万5千円ぐらいです。これ、雲泥の差があって、皆、対象者なんですよね。実際に生活に困ってるわけです。一刻も早く手を差し伸べていただきたい。家賃減免が必要です。対応はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 町のほうでそういった減免の対象となる方いうのを把握をするためには、町のホームページ等、いろんな媒体を使いまして、そういったこういう制度があるということを周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番縫部逸都議員の「町長施政方針について問う。小屋浦地区の賑わい創出と人口増について」について、7番安竹 正議員の「町長施政方針について問う。小屋浦地区の再開発事業について」は関連がありますので、一括質問、

一括答弁とし、質疑はそれぞれで行うことといたします。

それでは、3番縫部逸都議員。

○3番（縫部逸都議員） 「町長施政方針について問う。小屋浦地区の賑わい創出と人口増について」お伺いします。

任期満了に伴う町長選挙が44年ぶりに行われ、8期32年間の思いと、これから取り組むべき公約をしっかりと地域の皆様に伝えられたことと思います。

令和7年度の町長施政方針では、小屋浦地区の坂町有住宅用地及び小屋浦一丁目地内の土地を活用した再開発を行い、小屋浦地区のにぎわい創出と人口増に向け、取り組んでいくとあります。

令和6年度には、小屋浦地区活性化基本構想事業の策定に関わる事業を民間業者に委託し、調査を行ったところでありますが、このたび、小屋浦一丁目の民有地の取得が可能となり、基本構想のさらなる見直しも考えていかなければならないと思います。

小屋浦一丁目地区の再開発により、坂町の人口増にも大きな影響を与えるものと考えており、この事業を進めるに、財源、道路の確保、駅周辺の整備を含め、長期的な構想になることと考えます。

町長の具体的な思いを伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 続いて、7番安竹 正議員、お願いします。

○7番（安竹 正議員） 「町長施政方針について」お伺いいたします。

小屋浦地区の再開発事業について。

町長選挙期間中、選挙公約で力説されています小屋浦地区の復興に力を入れていく方針の中で、令和6年度に民間委託された「小屋浦地区活性化基本構想等策定」は令和7年度には調査報告がまとまり、今後の方針を協議することになると思います。

このたび、新たに小屋浦一丁目の民有地を取得することとなり、再開発事業の計画が大きく変わったのではないのでしょうか。今回取得した小屋浦一丁目の民有地を今後どのように活用していくのか、町長の具体的な思いをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長施政方針について問う。小屋浦地区の賑わい創出と人口増について」及び「町長施政方針について問う。小屋浦地区の再開発事業について」の件につきましては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

私は、本年1月の町長選挙におきまして、人口増に向けた小屋浦一丁目地区再開発

事業の推進を町民の皆様にお約束をさせていただきました。小屋浦地区の復興なくして本町の復興はございません。この事業を何としても成し遂げるため、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

まず、これまでの進捗状況といたしましては、小屋浦地区再開発事業を推進するに当たり、整備方針を取りまとめるため、本年度、小屋浦地区活性化基本構想策定及び民間活力導入可能性調査業務を発注をいたしました。

当初は町有住宅用地のみを活用した開発を計画をいたしておりましたが、旧シェル石油用地が売却されるとの情報をいただき、当該民有地と一体的に整備することにより活用の幅が広がり、にぎわい創出効果が大幅に増加することが見込まれるため、用地取得に向かいました。

結果、昨年末に民有地を取得できるめどが立ちましたので、現在、2つの土地を一体的に活用した構想に変更する作業を行っているところでございます。

次に、構想の内容につきましては、基本構想策定業務の履行期限は本年3月末までとなっており、まだ未確定ではございますが、現時点での概要をお答えをさせていただきます。

このたび、誘致、あるいは、整備する施設は住居施設と商業施設でございます。整備に当たっては、現在、町有住宅にお住まいの方々の移転に伴う生活再建を最優先事項として施設配置を検討いたしております。

また、両施設の利便性や整備効果を最大化するため、2つの土地を明確にゾーン分けをし、旧シェル石油用地に公営及び民間の住居施設を集約配置し、町有住宅用地に商業施設を配置する案を検討いたしており、まず最初に旧シェル石油用地に公営住宅等の住居施設を新設をし、そこへ町有住宅にお住まいの方に移転をしていただいたき、町有住宅を解体し、商業施設を整備する進め方を検討いたしております。

また、周辺整備といたしましては、この再開発事業により施設周辺に様々な影響が及ぶことが想定されます。その対応として、道路につきましては、商業施設整備に伴う国道31号の渋滞緩和に向け、広島側から商業施設に進入するための右折レーンの設置について、現在、国と協議を行っているところでございます。

また、旧シェル石油用地に進入するための天地川沿いの道路の拡幅も検討いたしております。

そのほか、小屋浦駅利用客の増加に対する対応や国道31号を横断する歩行者への

対応なども想定されますので、再開発事業の整備内容や進捗状況を鑑みながら、地元の皆様の御意見も伺い、検討してまいりたいと考えております。

民間との役割分担や財源につきましては、町は公営住宅を整備し、その他の住居施設や商業施設は民間事業者が整備する計画でございますので、町の財源といたしましては、公営住宅整備に対する国の補助金と町債を予定をいたしております。

なお、現在、基本構想の策定と併せて、旧シェル石油用地を含めた開発案件として整備手法や参画意向の調査をいたしており、住居施設及び商業施設とも複数の民間事業者から参画の可能性があるとの回答をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、可能な限り早期の整備完了に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） それでは、質疑を行います。

まず、縫部議員から質疑を願います。

縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 基本構想が未確定の中で、詳しい内容の御答弁をいただきましたが、初めに人口についてお聞きします。

平成30年の西日本豪雨災害前の小屋浦地区には832世帯、人口約1,800人の方が住んでおられました。先日の新聞報道では、災害前より約400人の減少とありました。実際には1月末現在1,490人とお聞きしてます。約310人の減少です。今後の計画になろうかとは思いますが、この再開発事業による小屋浦地区の人口増加が見込まれ、想定人口といえますか、小屋浦地区の目指す人口をお聞かせ願えますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まずはこの事業を成功させることによりまして、被災前の人口には戻していきたいというふうな目標を持っております。そのためには、やはりもちろん新たな住宅用地もそうでございますけれども、商業施設用地が多くの方々に活用していただけるようなゾーンにしていかなければならないと思っております。そのことが今のJR呉線よりも山側のほうのいわゆる災害で、今、更地、空き地になっておる土地の利活用にもつながってくるんだというふうな思いも持っております。あわせて、被災前よりも人口が増えるように、地元の皆さんともその目標を共有して、あらゆる困難を乗り越えて、これを何とか成功させていきたいというふうに強く思っております。

おるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 災害前以上の人口を目指すということで理解いたしました。

この再開発事業で、先ほども答弁ありましたけど、誘致、整備する施設は、住居施設と商業施設と答弁をいただいております。このにぎわい創出に係る商業施設はどのようなもの、現時点で考えられているもの、例えば食品スーパーとかドラッグストアとか百円ショップなどがあるかと思いますが、こういった形になるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これから、今、複数の事業者が参画希望があるということも答弁させていただきました。その中でどういうものを提案してくるか、あるいはまた、そういう事業者に対して坂町からもこういうものを提案してほしいというようなことも当然投げかけるわけでありまして、その中でどういうものが出てくるかということになりますけれども、現状では、私もいろいろ地元住民の方からの思いをしっかりと受け止めておりますので、そこらも踏まえ進めていきたいと思いますが、現状では何と何と何というのはちょっと言えない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 続きまして、安竹議員、お願いします。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 今年度末までには小屋浦地区活性化基本構想策定がなされてくるとと思いますが、まだ現在でははっきりした内容はまとまってはないと思います。そういった中で答弁いただくんですが、旧シェル石油の跡地に公営住宅を建設されるということがまず最初に言われましたが、大体何世帯でどれぐらいの公営住宅、それから民間住宅ができる構想なのか、ちょっと分かればお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、目標といいましょうか、今、町有住宅が120戸がございますんで、そこまでは何とか今の住宅用地のほうに、そこまでいくかいかないかは分からないんですけども、民間の事業のほうも、住宅のほうもどう展開するか分からないというところがございますけども、それを一応ターゲットといいましょうか、目

標にして取り組んでいきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 来年度の予算書の中に旧シェル石油の跡地、これを津波対策でかさ上げしていくという部分がございます。聞くとところによると、かさ上げが1メートルということを聞いておりますが、この1メートルではちょっと不安に思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監兼建設部長。

○技監（錦織直紀君） お答えいたします。

今、御質問で旧シェル石油用地のところを1メートルのかさ上げでは不安ではないかということですが、かさ上げの高さにつきましては、津波のハザードマップがありまして、津波のハザードマップにつきましては、南海トラフ地震の最大の津波が来たときに冠水する高さが大体1メートルということで、その高さをかさ上げするという計画としております。

もうちょっとしたら現地の測量をしまして、実際に津波の高さと比べてどれぐらい盛らなくちゃいけないかというようなところを計画を立てまして、工事のほうを発注したいなというふうに考えております。

ですから、南海トラフの地震の津波の高さよりも安全な高さに盛土するということですので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） よく理解できましたんで、それなりにかさ上げをしていただくようにお願いします。

次に、どうしても31号線がまたぐ格好になりますんで、一丁目と31号線をまたいだ二丁目、三丁目、この辺りとの動線をどのように考えておられるのか、具体的にはまだ決まってないとは思いますが、構想をお聞かせいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この計画は、実をいいますと、災害の前からいろいろ検討しておりました。そういう中で国との協議もいろいろしておりまして、ただ、思いと現実がなかなかマッチしないところも正直言っております。これは財源の問題です。

いずれにしましても、現状の動線をまずはうまく活用しながら、人の移動を、ある

いはまた、車の移動もしていくんだというふうな思いであります。

先ほどの答弁で申しましたように、商業施設に入る動線につきましては、広島側から呉側に行く道路につきましては、右折レーンを、今、国と協議をいたしておりますし、それから住宅のほうに入る道路につきましては、最大で8メートルの幅員の道路に拡幅をしていきたいということで、今、いろいろ計画をいたしております。

今、申せるのがそこまでだと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時半とさせていただきます。

（休憩 午後 2時19分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「地方創生2.0と町政について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、「地方創生2.0と町政について」の件で質問させていただきます。

令和6年10月に国は「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置するとともに、12月に地方創生2.0の「基本的な考え方」を公表しました。

そこで、地方創生2.0と町政についてお尋ねします。

1点目、「地方創生2.0」の概要を説明してください。

2点目、「地方創生2.0の基本構想の5本柱」について説明してください。

3点目、本町にとりまして、令和7年度は第5次長期総合計画の折り返しの初年度であり、吉田町政9期目の実質的スタートとなる大変重要な期間に位置づけられるのではないかと認識しております。このような中、本町の令和7年度予算で取り組む事業のうち、「地方創生2.0の基本構想の5本柱」に関係する事業を全て抽出し、関係する理由と効果を説明してください。

4点目、「地方創生2.0」は今後の町政の進め方にも大きな影響を与えるものと思われませんが、吉田町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地方創生２．０と町政について」の件についてお答えをいたします。

御質問１点目の「地方創生２．０の概要」につきましては、地方創生を１０年前に開始して以降、全国各地で地方創生の取組が行われましたが、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至りませんでした。これらの反省を踏まえ、次の１０年を見据えて、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくものでございます。

御質問２点目の「地方創生２．０の基本構想の５本柱」についてでございますが、地方創生２．０は５本の柱に沿った政策体系により、地方創生に取り組んでいくものでございます。

柱の１本目は、安心して働き、暮らせる地方環境の創生を目指すものであり、若者や女性にも選ばれる楽しい地方づくりや日常生活に不可欠なサービスの維持、また、災害から地方を守るために事前防災や危機管理に取り組むものでございます。

柱の２本目は、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転など、東京一極集中のリスクに対応した地方分散を目指すものでございます。

柱の３本目は、付加価値創出型の新しい地方経済を目指すもので、農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など、地域資源を最大限活用した産業・事業を創出するものでございます。

柱の４本目は、デジタル・新技術を徹底活用することにより、地方におけるデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげるものでございます。

柱の５本目は、「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上を目指すものであり、地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進めるものでございます。

御質問３点目の「令和７年度予算で取り組む事業のうち、地方創生２．０の基本構想の５本柱に関係する事業を全て抽出し、関係する理由と効果」についてでございますが、本町の令和７年度一般会計当初予算に計上いたしております小屋浦地区の再開発事業などは若い世代の定住を促し、小屋浦地区の活性化を図るものであり、地方創生２．０の基本構想の中にございます「若者や女性に選ばれる楽しい地方づくり」に

関係をいたしますし、町道坂東環状線整備事業や県道坂小屋浦線整備事業、また、海岸保全施設整備事業などは「災害から地方を守るために事前防災や危機管理に取り組むもの」に関係をいたします。

坂町循環バス運行事業は基本構想の「日常生活に不可欠なサービスの維持」に関係をいたし、地域おこし協力隊員によるベイサイドビーチ坂の活性化や空き家の利活用は「自然や文化・芸術など地域資源を最大限活用した産業・事業を創出するもの」に関係するものと認識をいたしております。

そのほかにも基本構想に関係する事業は多数ございますが、地方創生2.0の動向につきましては、令和6年12月に新しい地方経済・生活環境創生本部から地方創生2.0の基本構想の5本柱が示され、今後、これら5本柱に沿った政策体系を検討し、これからの10年間に集中的に取り組む基本構想が令和7年夏に取りまとめられることとなっております。

本町といたしましては、こうした国の動向を踏まえ、令和7年度におきまして、第3期目の坂町地方創生総合戦略を策定する計画でございます。策定に当たりましては、5本柱の5本目でございますように、本町に関係する「産官学金労言」と連携をし、知恵を出し合い、自らが考え、本町の実情に沿った効果的な施策を立案し、取り組んでまいりたいと考えております。

御質問4点目の地方創生2.0による今後の町政の進め方に関する私の見解につきましてでございますが、本町の創生、また、復興において、今、取り組むべきことは、被災により甚大な被害を受けた小屋浦地区のにぎわい創出でございます。小屋浦地区の再開発事業を何としても成し遂げ、そのにぎわいを町全体に波及させ、人口減少に歯止めをかけるよう全力で取り組んでまいり所存でございます。

また、地方創生2.0の進め方につきましても、本町は交通利便性の高さや豊かな自然、充実した子育て環境など、多くの魅力を有しております。そうした意味では、今般の地方創生2.0は本町の魅力を生かす好機であると捉えており、令和7年度に開催をする坂町総合戦略会議を通じて、町民の皆様をはじめ、関係機関の御意見にしっかりと耳を傾け、総合戦略を取りまとめていきたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 私、地方創生2.0（2点零）と言いました。2.0（2点ゼ

ロ) が正しいようでございます。全国町村会長の言われたとおりいたしたいと思いますが、この地方創生 2.0、これに対応するものとして、私がちょっと感じたことがあります。それは何かというと、それは吉田町政の 8 期 3 2 年の取組でございます。これが長うございましたけども、坂町創生の 1.0 ではないかというふうに感じております。

今回、44 年ぶりの選挙を契機として、これから坂町創生 2.0 が始まるのではないのでしょうか。町長はこの坂町創生 2.0 という考え方についてどのように思われるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど答弁をさせていただいた内容がほぼほぼ地方創生 2.0 に関連をすると思いますけども、その中で特に思うことは、やはり地方をこれから担っていく、背負って立つ子供たちの教育が一番大切だと私は考えております。みんな地方で育ち、そして、ある一定の年齢まで達したら、県外の大学等、学校に進学をしたり、あるいはまた、就職も県外にされたりする方もおられます。やはりそういう中で、一次産業から三次産業へと移行されるわけですね、皆さん。ほとんどの方がそうなんです。地方は原点が一次産業であり、先ほど申しましたように、文化とか芸術、地方の大切なものがたくさんあるわけでありまして、もちろん農林水産業、我々は食事も食べていかなければならないわけでありまして、一番大切なことであります。水の涵養もそうであります。それから環境を、エコフレンドリーということをもた小中学校で一応進めていくということも言いましたけども、これもやはり地球温暖化とか環境に影響をしてくる一つの学びというふうに考えておりまして、そういう中で全体的に教育の中で自分たちが生まれ育った地域をどういうふうに守っていくかと、こういうことが考えられるような教育環境にしていかなければならないと思います。

そういう中で地方創生 2.0、国はやはり地方にそういう資源をしっかりと提供をして、これから全国の地方全体が守っていけるような環境を国策でつくっていくのが私は国のあるべき姿だというふうに考えておりまして、私としてはそういう中で地方創生を進めていくためには、やはり教育、教育は人づくり、人づくりは教育であります。まさにそれをこれからまだまだ力を入れて進めていきたいと。それが地方創生に必ずつながるものだという確信をいたしておりますので、これからもそういう面を進めていきたいと思っておりますので、また御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） ですから、坂町創生２．０ということでよろしいんだろうと思いますけれども、先ほど５つの柱という中で、若者、女性にも選ばれる地方、楽しい地方をつくることについて、たしか年末ぐらいかなと思いますが、いろいろ議論があって、国会の場ではそれどころじゃないみたいなことを、一部批判するような意見もあったんですけども、私はやはりこの地方の現場において、楽しいというキーワードはとても重要であって、これからの坂町が取り組むべき主要政策の一つではないかというふうに思っています。

先ほども御答弁いただいておりますけれども、改めてこの楽しい坂町ということについて町長はどのようにお考えになられてますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今回の地方創生２．０で、今、楽しいという言葉が政府のほうから出ておりますけども、どうなんでしょうかね。ちょっとなかなか表現が難しいんですけれども、やはり楽しくなるということは、子供たちがしっかり活気を持って学び、遊び、そして成長していく、そういう環境が最も楽しいことにつながってくるのかなというふうな思いは持っております。

昨年も、私、申し訳ないんですけど、自分も陸上出身でありますんで、坂中学校が昨年の１２月１５日に全国中学校駅伝大会で４位に入ったわけでありますけども、そのときにはあのパフォーマンスを多くの町民の皆様が、あるいはテレビなり、町民センターでもやっておりましたけども、そういう中で、それを見て、皆、燃え上がったんだと思います。子供がやっぱり元気に育つことが楽しい地域をつくることにつながるんだというふうな思いは持っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） 確かにそのとおりでございまして、楽しいというのはいろんな意味があると思います。

国会の中で議論があったのは、楽しいばかりじゃないよと。被災されたところとかいろいろ、もちろん坂町もそうですけど、ただ、原点としてそういう楽しいまちづくりが必要ではないかなというふうに私は思うわけであります。

次の質問なんですけども、国はデジタル、新技術の徹底活用を基本方針に掲げて、

ますますデジタル化の推進を図ろうとしているわけですが、昨年の3月定例会においても、同僚の議員が質問をしておりますけれども、役場庁舎のW i - F i 化ということについて、いろいろとセキュリティーの問題とか、その当時、もう1年も前の話なんですけど、それから何か協議とか研究をされたことがありますか。本定例会から議場においてもタブレット端末を使用しての会議が始まったわけですが、当局の御所見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） すみません、お答えさせていただきます。

庁舎のほうにつきましては、コロナ禍を通じてリモートで会議等が行われるということで、各会議室につきましては、W i - F i の整備をして、リモートで会議ができるような状況をつくっております。

また、こういったタブレット端末につきましても、そういった箇所につきましては、W i - F i の機能を通じて作業ができるというふうにはしております。

また、広く町民の方に庁舎内でそういった無料のW i - F i をつなげるというのを以前からお話があったように思うんですけれども、現在はまだ本当にそれを各庁舎のみならず、各観光施設とか各出張所において広げていくのか、そのコストとかそのメリットとかも含めて、もう少し考えていかないといけないのかなと。

また、デジタル関係につきましては、どんどん無料というか、各通信事業者が使い放題というか、そういった形で通信料のほうを安くしているというふうにも伺っております。わざわざ高いコストとまたランニングコストを払って、庁舎に無料のW i - F i の整備をするというのは、もう一度、考えていくべきではないかと町としては考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、最後の質問とします。

先ほどの御答弁の中で、「産官学金労言」という言葉が出ました。こういった地域の利害関係者が知恵を出し合って、他の地域の好事例を学びつつ、地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的、主体的に取り組むことを求めているわけです。

私、全くそのとおりでと思っているんですが、特に学の関係については、町内に広島文化学園大学があるわけでございます。これまでも議会においても取り上げられていますが、前向きな御答弁をちょっといただけないと私は考えておるんですけれども、

今後、同大学との連携を進めて、協定などを結んで、坂町の創生の推進の起爆剤としてはどうかと思いますが、これも町の御見解をお尋ねします。それで終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もちろん広島文化学園大学も坂町にありますし、立派な大学だと思います。やはりいろいろなことがあろうかと思います。技術的なことは技術がやはり専門の県内にも大学もございますし、あるいは、いろいろ商業経営的なことにおきまして専門的な大学もございます。あるいはまた、食料とか医療とか、あるいはまた福祉とか、そういうことに精通した大学もございますし、やはり一大学だけと云々というのではなく、幅広い県内のそういう大学の英知を活用させていただきながら、坂町の発展につなげていくことになればいいんじゃないかというふうな思いは持っており、ずっと従前からそういうことは言っておりますけれども、特定の云々というのではなしに、例えば教育関係であれば、以前にもたしか広島大学の教育学部と連携をしたりと、そういうこともあるわけでございまして、あるいはまた、技術に関しまして、例えばプロポーザル云々とかいう事業をする折には、建築であれば広島工業大学の建築の先生に入っていていただいて連携をしたりとか、いろいろなケースがあろうかと思います。また、福祉に関しては、もちろん文化学園大学にもございますし、それからまた黒瀬のほうの大学にもございます。

そういうことで、全体の英知をしっかりと活用させていただいて、坂町を今まで以上に元気な坂町にしていきたいというふうな思いでございしますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「令和7年度介護保険特別会計予算を問う」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 令和7年度介護保険特別会計予算についてお尋ねいたします。

1点目、令和7年度介護保険特別会計予算においては、認知症高齢者5人に1人問題の対策が含まれると思いますが、施設状況、施策内容の具体的な説明を伺いたい。

2点目、歳入不足の対策として介護保険料を引き上げることや基金の導入、法定外繰入れが考えられるが、どう思われているかを伺います。

3点目、施設の増強や施策のために捻出する歳出部分を最小経費でしのげる工夫は

どう考えられているかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和7年度介護保険特別会計予算を問う」についてお答えをいたします。

御質問1点目の「令和7年度介護保険特別会計予算における施設状況、施策内容の具体的な説明」でございますが、令和7年度の介護保険事業特別会計予算は令和5年度に策定した第9期介護保険事業計画に基づき予算を編成をいたしており、介護サービスの需要と供給の推計等から新たな施設の導入に係る費用は計上をしておりません。また、認知症の具体的な施策といたしましては、認知症を正しく知ってもらう活動や予防に向けた取組を行い、認知症の方を地域で見守る体制を構築する事業を実施をしているところでございます。

御質問2点目の「歳入不足の対策」につきましては、介護給付費等の費用の不足が見込まれる場合には、介護給付費準備基金の活用や介護保険料の引上げ、県の財政安定化基金からの借入れ、一般会計からの法定外繰入れといった方法が考えられますが、第9期介護保険事業計画期間中におきましては、介護給付費準備基金からの繰入れで必要額を賄えると考えており、保険料の引上げや一般会計からの法定外繰入れは考えておりません。

御質問3点目の「歳出部分を最小経費でしのぐ工夫」につきましては、介護サービスを必要とされる方が必要なサービスを安心して御利用いただけるよう、しっかりと必要な費用を確保した上で、今後の介護給付費の抑制に向けましては、引き続き、介護予防事業や健康増進事業を通じ、住民の皆様が健康でいつまでも生き生きと活力ある生活を送っていただくための施策を実施していくこととしております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 私、令和6年9月の定例会、あるいは、その後の12月定例会と今回と連続して質問させていただきました。その意味で、今回、いわゆる集大成として、行政のアピールをちょっとしてもらおうかと思って質問したわけでございます。なかなかこの中で、今、見ましたら、答弁のほうは今までのいきさつとか、あるいは、いろいろと言われておりますけど、今現在の状況は、私、思うのに、認知

症高齢者5人に1人問題がいろいろとあるんですよね、まず。それ以外に2025年問題といいまして、団塊の世代が75歳で第9期の計画の中に6、7、8と入り込むということが重大な問題です、根底にある問題ですよね。

そういうことを申し添えて質問に入るんですが、なかなか、今、言って、これを広報に出すというのはダイナミック性がちょっと欠けると言うんですけども、今、申し上げたように、施設に関わる経費は計上してないこととか、認知症を地域で見守る体制を構築いうことをやってきたんだというのが、なかなか、何しろ規模が小さくて、ちょっと答弁が不十分だと、私、思ったんですけども、したがって、令和7年度から8年度として、2年間かけてこれらも構築せんといけんと思うんですよね。7年度にかかわらず、8年度もやっぱりやっていかなきゃいけないと思うんですね。

前回の一般質問ももちろんそうですけど、前々回からずっと来て、やはり提案の施設の状況とか施策内容、どうも乗り切れないような感じと思うんですが、一つ、コメントではどうこの令和7年度介護保険事業会計を乗り切っていくんかいうのをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） 令和7年度予算につきましては、今回、答弁にもありますとおり、第9期の事業計画に沿って予算編成をしております。事業の内容としましては、やはり認知症の方が地域で暮らせるように、認知症の方を地域で見守る事業というのを昔からずっとやっております。認知症カフェであったり、認知症サポーター養成講座であったり、認知症地域支援推進員等が活動しておるんですけども、そういった事業を地道に実施していくように考えております。

また、先ほどの一般質問でもありました認知症に関する事業についても、今後、制度の検討をしていきながら、保険料等にも影響してくると思われまので、そこら辺も歳出の執行状況を見ながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと2点目行きます。

歳入の不足対応ということでちょっと質問させてもらってます。

答弁ありましたように、月額保険料6,100円、平均保険料ですね、これは引上げしない。今期、なかなか難しいんじゃないかと思うんで、しないという答弁がござ

いました。法定外繰上げもしないということで答弁がありました。あくまでもやっぱり次期以降じゃないと難しんじゃないかと思うんですね、月額保険料の引上げというのは。

次の選択肢ということで、基金からの繰入れ、これが一番最高峰に上るんですけども、介護給付費準備基金の残高がたしか昨日の補正の後で7,700万円というようなことをお聞きしたんですが、これで令和7年度、8年度、やりくりできるんかどうかというのが心配でしょうがないんですが、その辺のコメントをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

第9期の事業計画期間中には2,190万円の取崩しを予定しておったのですが、その当時の残高としては9,800万円程度、基金に残高がありましたが、今年度は3年間で取り崩す予定であったものを、ほぼ2,100万円ぐらい取り崩す予定となっております。また、令和7年度におきましても、当初予算では2,600万円程度、取り崩すような予定になっております。なので、残りが5千万円程度の基金になって、その中で令和8年度をやりくりしていくようになると思うんですが、令和8年度に関しては十分やりくりできると思います。9年度以降はまた第10期の介護保険事業計画の中で、今後の介護サービスの推移とかを見つつ、保険料を設定していく必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いろいろとダイナミックに答弁いただこうと思ったんですが、しょぼしょぼしたあれになりました。すみません。

これ、3問目、一応最後にします。

歳出部分を最少経費でしのげる施設とか施策はどうなんかいюこの質問なんですが、幾らかこれは質問が難しかったかなと思うんですね。

端的に申し上げますと、私、以前から小規模多機能居宅介護を筆頭に上げるとお願いしたいがのということを提案してきました。やはりこれは今回にかかわらず、以降もぜひともこれをつくってもらいたい。というのは、様々なことを私も調べてまして、基本サービス料が安いとかいろいろとあるんですけども、その辺は、以前、定例会で申し上げたとおりなんですね。

今までの小規模多機能居宅介護の以前からの答弁というのは、やはり今では一貫してサービスが不足がないという見込みであるということを前回も言われてきたんですね。ただし、やはり町民考えるのに、総合的な観点から、この辺はつくっていかなくゃいけないんじゃないかなということを思うんですが、今の施設状況を見るに、事業者の誘致を、今、早急に実施してもらいたいがのと思うとるんです。やはり最終的には施設不足がいろいろとあるんですよね。

ちょっと近隣の他町の情報を申し上げますと、実は熊野町さんの情報は、認定者数の4%の人がここを利用されてる、こういう小規模多機能を利用されている。全国的にもそれに近い感じの数字が出てるということとか、あるいは、坂町にはこの施設がないんじゃないかということとかいうのは前回申し上げたとおりなんです。

やはりこの地域密着サービスという、町民限定というふうなものなんですけども、やはりこれはつくるべきじゃないかなということ。グループホームと小屋浦特養しかないことで、常に入所待ちの状態があること等々を前回の定例会でも申し上げた。それと先ほど申し上げたように、サービスが安いこと、1か月の定額制であることとか、かなりメリットがあることを前回からずっと申し上げてきました。この誘致には坂町は出遅れておりますんで、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

熊野町には小規模多機能が恐らく3施設ありまして、海田町には1件、府中町には3件で、呉市には6件ぐらいあると思うんですけども、坂町にこういった施設があった場合、恐らく利用者はそこまでいないのかなというふうに感じております。先ほど議員さんおっしゃられましたように、済生会のほうにも同様のサービスを行っている事業所もありますし、施設不足というふうには考えておりません。

また、たかね荘こやうら、グループホーム坂も待ちとおっしゃられてましたけど、今はそこまで待っている状態でもないということですし、そもそも入る対象者が異なりますので、そこまで、現在、施設が必要というふうには考えてはいないところでございます。

ただ、歳出部分を最少経費でしのげる工夫という部分で、もしかしたら小規模多機能のほうが経費が安く済むという可能性もあるかもしれないんですけども、そこら辺

も複合的に次期計画のときに、第10期の介護保険事業計画のときに併せて検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番折中 智議員から「教育行政方針でのグローバル人材の育成について」質問願います。

折中議員。

○1番（折中 智議員） 「教育行政方針でのグローバル人材の育成について」お伺いします。

「グローバル人材」に求められる要素として、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識など、様々な要素が想定されております。

そのような中、教育行政方針の中に「グローバル人材の育成」として、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育み、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成するとありますが、具体的にどのような施策を行っていくのでしょうか。

また、ICTを活用した国際交流などを行う計画はあるのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「教育行政方針でのグローバル人材の育成について」の件についてお答えします。

外国語の授業は外国語によるコミュニケーション能力の育成を目的とし、小学校低学年では年間10時間、中学年は週1時間、高学年は週2時間実施しております。また、中学校英語科の授業は各学年週4時間実施しております。

御質問1点目の「「グローバル人材の育成」として、具体的にはどのような施策を行っていくか」についてでございますが、児童生徒の英語力向上のため、年3回の坂町外国語推進研修を実施し、教職員の英語力・実践的指導力の向上を図っております。

また、外国人外国語活動講師、外国語指導助手ともいいますが、ALTや、日本人外国語活動講師（JALT）、小学校専科教諭（外国語推進リーダー）等の充実したスタッフを配置し、子供たちの英語による表現力の向上、英語を用いたコミュニケーション力を育む活動を充実させております。

具体的には、ペアやグループで自分の趣味や得意なことを紹介し合う活動や、基本

的な英語表現を聞いて、イラストや写真を結びつけるゲーム等、言語や文化について体験的に理解を深めております。

御質問2点目の「ICTを活用した国際交流などを行う計画はあるのか」ですが、令和6年度「英語で教室から世界とつながるプラットフォーム事業」を県教育委員会と連携し、実施しております。

具体的には、坂中学校第2学年と韓国市内の中学校第1学年相当の生徒が共通言語としての英語を使い、オンラインで自己紹介やお勧め料理等、国際交流を深める取組を行いました。令和7年度も継続し、実施予定です。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどのお答えの中で、教師側、小中学生側の施策及びICTの中身等もお答えいただきまして、内容は大変充実してるものだと思います。

その中で、少し細かいところをお聞きしたいのですが、ICTという単語で、こちらのほうは通信機器を使ったベンダーさんのモデルケースを紹介されているホームページの中では、1対1で従来では難しかった各生徒に合わせた学習ができる利点があるとうたわれております。

今回、韓国の学校と交流されているというふうにありましたが、想定されるこちらの韓国の学校と1対1でしようと思えば、同数の生徒数をそろえるのがベターだと思いますが、こちらのほう1対1に近い環境をつくることのできるような施策は取ることができるのかちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） お答えいたします。

今回、韓国の学校とやったのは、グループ同士で少人数、五、六名程度、グループによってそれぞれ交流を行ったということでございます。

もちろん1対1の場合については、これはICT環境をさらに充実する、回線の関係がありますので、それは至っておりません。今回は本町等で雇用しておりますICT支援員等の活用をしっかりと行って、こういった機会ができたということでございます。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどグループでということですが、これは技術的な問題も

あると思いますので、将来的には1対1の交流ができるように前向きに取り組んでいただけるようお願いしております。

その一方で、以前、20年前ですかね、駅前留学という単語がありました。こちらのほうで、今後、海外に適用される人材育成についてですが、小中学校卒業後、海外、外資系の企業さんに入られる方の進学経路を見ますと、高校ではなくインターナショナルスクールに入り、その後、海外の大学のほうに入り、そして、いわゆる外資系で有名なところであるGAF A、グーグル、アップル、フェイスブック、今、メタですね、あとアマゾンさん、こちらのほうに就職して、モデルケースとして、10年後ぐらいに日本国、そして当町に戻っていただいて、日本法人の事務所を当町に置いていただくというのが究極的、理想的なモデルケースだと思います。そこに至る経緯として、第一段階としては、英語の能力向上として海外留学のスコアであるTOEIC、こちらのほうのスコア向上が必須条件なんですが、これ、中学校、小学校のほう、一応、取り組んでるというふうには聞いてますが、こちらのほうのスコアのほうの具体的な向上について、最後に施策についてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 中学校のほうの英検であるとかいうふうなことについては募集をして、実際に、会場がどこになるかは分かりませんが、生徒が受験しているということは聞いております。

しかしながら、TOEICとかそういったことについては、学校としてではなく、個人のほうで受験する子もいるのかなと思いますが、現在のところ、そういった状況は把握してはおりません。

将来的に海外で活躍するということもあるかもしれませんが、私たちは坂町に戻ってきて、坂町のために働く、坂町を気にかけて、坂町のために海外からでもいろいろなことを考えていくといったような子供たちを育てたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「令和7年度教育行政方針を問う」を質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） いよいよ最後の一般質問でございますが、令和7年度教育行

政方針についてお尋ねします。

教育は人づくり、人づくりは教育と吉田町長は常に公の場で教育の重要性について語っておられます。この町長の思い、そして町民の思いに教育委員会はどう応えるのか。

令和7年度教育行政方針（以下、行政方針と呼ぶ）について、様々な角度からお尋ねしたいと思います。

1点目、令和5年度教育委員会事務点検・評価における評価委員の評価、点検等の関連性について。

評価指標においてC以下の評価を受けた項目に対して、行政方針にどう反映させたのか。

評価者の意見で教育委員会の取組に期待したいとしている項目に対して、行政方針にどう反映させたのか。

2点目、坂町の教育を考える会との関連性について。

令和6年度の同会議において、協議、検討した案件に対して、行政方針にどう反映させたのか。

3点目、令和7年度教育行政方針の記載内容について。

平和教育の推進についての沖縄県内自治体との交流事業とは具体的にどう取り組むのか。

生徒指導体制の確立についての不登校の増加に対しては、SSR（スペシャルサポートルーム）等とあるが、この「等」とは何を示すものか。

生涯学習環境の整備について、今年度、町立図書館の照明、自動ドアの故障が相次いで聞いているが、これにどう対応し、行政方針にどう反映させたのか。

最後です。

生涯スポーツ社会の振興についての中国電力ラグビー部との連携とは、具体的にどう取り組むのか。

よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 2月当初の教育委員会会議で議決いたしました「令和7年度教育行政方針」についての御質問にお答えします。

1点目の「令和5年度教育委員会事務点検・評価」における評価委員の評価・点検

と教育行政方針の関連性についてでございます。

まず、「C以下の評価」の項目は4項目ございます。「不登校」については、SSR（スペシャルサポートルーム）等の活用をはじめ、とりわけ組織的な対応を重視しております。「図書館のインターネット利用者数」は、質の高い図書館サービスに向けた利用者ニーズの把握を、「ウオーキング大会の参加人数」は、身近にスポーツに親しむ環境整備や体力増進・健康機会の充実を図ること、そして、「町民交流センターのイベント満足度」は、多様化するニーズに応じてイベント利用促進に努める趣旨を教育行政方針に込めております。

次に、各目標項目に関する評価者の意見では、「期待したい」という表現がほとんどの項目の文末で使われております。各項目について、評価者が担当者にヒアリングを実施し、まとめられている意見を改善策として教育委員会の施策の遂行に生かすとともに、具体的な施策をイメージしながら教育行政方針に反映させております。

2点目の「坂町の教育を考える会」との関連性についてでございますが、この会議では主に3項目について議題といたしました。

まず、「学校と地域の協働・連携」では、「坂町の教育を考える会」の方針に基づき、地域とともにある学校づくりの推進を図ること、次に、「いじめ防止」は未然防止に努め、学校、教育委員会、家庭が連携した対応を行うこと、そして、「幼保小中連携」は、就学前後の架け橋期から中学校までの学びの連続性を意識した連携体制等の充実について、教育行政方針に反映させております。

また、子供の学びの出発点である「家庭教育」に対する支援については、保護者等への学習機会の提供を実施してまいります。

3点目の「令和7年度教育行政方針」の記載内容について、沖縄県自治体との交流事業の具体的な取組でございますが、令和7年度より坂中学校の修学旅行先を沖縄県とし、沖縄県恩納村立うんな中学校と坂中学校との交流学习を予定しております。

学習内容といたしましては、被爆体験、戦争体験の風化や平和意識の低下、希薄が懸念される中、生徒同士の交流による平和学習活動の実施により、平和教育のさらなる充実を図ります。修学旅行での体験学習はもとより、オンラインを活用した事前・事後の学習を考えております。

次に、「SSR（スペシャルサポートルーム）」等の「等」についてでございますが、各学校内における不登校の児童生徒の学びの場・居場所として、既に活用してお

ります相談室や保健室、空き教室でございます。

次に、町立図書館の照明・自動ドアの故障が相次ぎ、これに対しての対応、行政方針への反映につきましては、LED照明管の取換えを行いました。自動扉につきましても、経年劣化により取換えを行い、年度内には完了する予定でございます。

また、教育行政方針への反映につきましては、「施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります」の表記をしております。

最後に、中国電力ラグビー部との連携、取組についてでございますが、坂町を拠点として活動する中国電力ラグビー部を町民の方に知っていただき、最終的には町民が一体となって応援していく形を目標としております。そのための活動として、選手が町内のイベントや清掃活動等に参加したり、小学校に訪問して子供たちと交流をする、さらには公式戦等に町民を無料招待していただき、応援に行くような活動を行っていくことを考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、答弁していただいた順に、今回、様々な角度から伺うということですので、まず最初に、令和5年度の教育委員会事務点検・評価でございますけれども、非常に評価委員の評価、それから指摘に対して真摯に取り組んでいると。行政方針に反映されているということが、その努力がうかがえるわけですが、事務点検・評価において、期待したいという言葉がたくさん使われているということなんですが、くくられているということになると、あまり期待してる割には次の期待に応えてないような、こんな感じもするわけです。と同時に、事務点検・評価の方法であるとか、その他、いろいろなことが考えられますけれども、全般的にこの事務点検・評価についても見直す時期に来てるんじゃないかなというふうに思いますが、教育長の御見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 期待したいという言葉については、教育委員会としてはエールとして受け止めております。教育委員会側がその評価者の御意見をいかに実現するか、これが重要だと思っております。

これまで信頼できる評価者に評価をいただいて、教育行政施策に生かしてきたところでございます。議員さんおっしゃるように、新しい風を入れるという意味では、こ

の評価の継続性も念頭に置きながら、評価方法や評価者について、今後、幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 前向きな御答弁、いろいろ長く続けていることについては、本当にそれはそれで評価をできることでありますし、新しい風を入れるということも、なかなかすぐには変えられないところもあるので、それはよく理解できます。

次に、坂町の教育を考える会、私もちょっとメンバーに入れていただいているんですけども、本当に素晴らしい会だと私は思っておりまして、できればこれに教育委員会の委員の方が皆さんちょっと出られるようなことはできないのかなと。出席されている方が大体団体などの代表の方なんで、難しいかも分からないんですけど、教育委員会の委員さんがひな壇の上に上がってるような感じではなくて、やっぱり同じ目線で、生の声を聞くというような機会が、ずっとじゃなくてもいいんですけど、そんなことができないかどうかはあるんですか、ちょっと教育委員会のお考えをお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 坂町の教育を考える会については、考える会、年間3回ほど、今、実施しておりますけども、その直近後の教育委員会会議で資料や発言要旨も含めて委員の皆さんに内容を紹介しておるといったようなところでございます。

この考える会については、地域から信頼される教育体制づくりのために行っておりまして、バランスよく意見が言えるように、今、20名程度で構成をする委員として教育委員会からも代表2名を参加させていただくというところでございます。

今、おっしゃいました直接の生の声を聞く機会という意味では、オブザーバーとしての参加は考えられるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 少しでも改善が図られればよろしいかと思います。これもすぐに変えるというのはなかなか難しいことだということはよく認識しております。

次に行きますが、現在、最も私たち議員も非常に憂慮しているというか、坂町の教育における重要な課題はやっぱり不登校の支援ではないかと思っております。

先般、中学校の関係でＳＳＲについていろいろと御説明いただいたり、視察をさせていただきましたがけれども、こうしたことに諸施策を講じていくということを確認して、そうなると、いま一度、不登校児童生徒に対する支援について、教育長の思いがもしあれば、ちょっとお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 不登校児童生徒の増加、特に中学校の生徒の増加が坂町の学校教育の大きな課題であると私も捉えております。

居場所づくりが重要であり、今回、ＳＳＲという提案もさせていただいているわけですが、これを活用しながら、今は児童生徒のエネルギーがまだ不十分であっても、将来的には社会的自立ができると、こういったような方向性を教職員、関係機関一丸となってつくってまいりたいというふうに考えております。結果として、不登校児童生徒数の減少につなげてまいりたいと強く思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） 本当にそのとおりだと思います。学校に行きたくても行けないとか、いろんな事情があるわけでありまして、これを坂町全体で考えていくということが大事なことだと思いますが、次、行きます。

ちょっと苦いことを言います。坂駅に直結する町立図書館というのは、私は全国に誇れる施設ではないかと思っております。言わば坂町の顔でもある公共施設ではないかと思えます。

先ほど御答弁いただきましたので繰り返しませんけれども、照明であるとか、それから自動ドアので、担当の課長さんは本当に御苦労さんだったと思います。

やはりこういった施設は、私も行政職員だった時代がありますが、広島市のスポーツ施設２８施設の管理者だったときに、非常に苦情が来るわけです。一番大事なのが迅速な対応だと思っております。そのときに確かに財政的な問題だとかもあるんですが、そこは坂町の横の連携をもっといろいろ図っていただいたりして、今後はこういった図書館だけではないんですけども、ちょっと繰り返しますが、この図書館というのは、駅に隣接した図書館というのは、恐らく、私も詳しく調べてるわけじゃないんですけど、広島市から帰ってくる方とか、広島市の途中で、呉のほうから来て、下車して、あるいは待ち合わせだとか、非常に多用途に使われていると思いますので、今後

はそういったものに対する迅速な対応というのはどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今回、町民の方に御迷惑をかけた部分があるかもしれませんが、業者連絡等、すぐ行って、何か施設に不備が出た場合ということはやっております。LEDの照明は割と早くできたと思うんですが、自動扉のほうはちょっと時間がかかってしまいました。これは緊急の場合でありますので、予備費の活用ということも今回させていただいたんですが、ちょっと見積りなどの手続に時間がかかったということで、申し訳なく思っております。

今後も利用者に気持ちよく町内施設を活用していただくように、迅速な対応に努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 最後になります。

先ほど町長の言葉、教育は人づくり、人づくりは教育、私は教育はまちづくりでもありますと思っております。

枝廣教育長の教育に対するすばらしい情熱と卓越した指導力、そして教育委員、教育委員会事務局職員の真摯な取組を町民の一人として誰よりも私は期待しております。今後もそのチーム、教育委員会といいますか、チーム吉田とチーム教育委員会、これが両方合わさって、先ほど町長がおっしゃられたように、教育が本当に基本なんだというところではありますが、最後に次年度にかける教育長の熱い思いをお伺いして終わります。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今年度におきましても、坂中の体育館の床であるとか、あるいはエレベーターであるとか、各小中学校には特別教室の空調をつけていただきました。

また、令和7年度についても、今度、児童生徒1人1台の端末を整備していただく審議をまたしていただくことになろうかと思っております。こうしたことも踏まえて、しっかりと子供たちに力をつけていくということは常々思っているところでございます。

また、令和7年度フラワーフェスティバルもございますので、こちらのほうも町民

の皆様には楽しみにしていただけるのではないかなというふうに考えております。

先ほどの町長の強い熱い教育に対する期待もございました。令和7年度におきましても、学校教育、生涯学習ともに礼節を重視し、ふるさと坂町、郷土を愛する心を育んで、夢や希望を育み、絆をつくる人づくりに邁進したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時50分とします。

（休憩 午後 3時37分）

（再開 午後 3時50分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第21号「令和7年度坂町一般会計予算」、日程第3 議案第22号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第4 議案第23号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第5 議案第24号「令和7年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第6 議案第25号「令和7年度坂町下水道事業会計予算」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第2 議案第21号から、日程第6 議案第25号までの5議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第21号「令和7年度坂町一般会計予算について」御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害の復旧工事は完了し、復興へ向けて大きくかじを切ったところでございますが、物価高騰や円安の影響は根強く、本町を取り巻く経済状況は厳しさが続いています。

こうした状況を踏まえ、令和7年度は復興に向けた勢いをさらに加速をさせるため、小屋浦地区のにぎわい創出に向けた再開発事業や道路等の社会基盤のさらなる強靱化、子ども・子育て施策の推進に要する経費を計上いたし、対前年度比18.2%増の過去最大の予算総額となる84億9,745万2千円といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比13%増の6億5,624万1千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比20%増の2億9,961万7千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比2.5%増の12億7,785万9千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画及び町債償還金に対する普通交付税措置を勘案し、対前年度比2.0%減の14億6,200万円を計上いたし、特別交付税では、近年の交付額実績及び地域おこし協力隊の活動経費に係る特別交付税措置額等を勘案し、7,740万円を計上いたしました。

22ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,960万7千円を計上いたしました。

28ページからの国庫補助金、土木費国庫補助金では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

39ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金4億1,925万5千円を計上いたしました。

46ページの町債は8億2,110万円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

47ページからの議会費では、議会運営経費につきて計上いたしました。

57ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理及び外壁改修に係る経費等を計上いたし、59ページからの企画費では、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業及び空き家改修等支援事業、また、地域おこし協力隊の活動に要する経費を計上いたしました。

76ページからの民生費、社会福祉総務費では、町内外の関係機関と連携して問題解決を図る「保健・福祉総合相談室」の運営に係る経費を計上いたしました。

78ページからの老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

87ページからの児童福祉費、児童措置費では、児童手当の給付に要する経費を計上いたし、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

89ページからの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

102ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

104ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

115ページからの土木費、道路新設改良費では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

118ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金及びベイサイドビーチ坂の維持管理に要する経費を計上いたしました。

122ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業会計に対する負担金及び出資金を計上いたしました。

125ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたし、126ページの住宅建設費では、小屋浦地区における公営住宅等整備事業を計上いたしました。

128ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしました。

133ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

134ページからの教育費では、子供たちが自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

138ページからの小学校費及び145ページからの中学校費では、町内小中学校の児童生徒が使用する学習用端末の更新に要する経費を計上いたしました。

153ページからの社会教育費では、子供から大人まで町民一人一人が自らの個性

や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活を推進できる環境を提供する予算を計上いたしました。

173ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、政策監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第22号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は令和6年度医療給付費の実績及び国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比10.6%減の11億2,526万円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの国民健康保険税2億677万6千円は、収入見込額を計上いたしました。

12ページの県支出金、県補助金8億2,437万1千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算をし、計上いたしました。

13ページの繰入金、一般会計繰入金9,380万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

15ページの総務費、総務管理費366万4千円は、電算共同処理業務などの委託料215万8千円が主なものでございます。

16ページの徴税費140万円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用を計上いたしました。

17ページの保険給付費、療養諸費7億320万円、高額療養費9,515万円は、令和6年度の医療費実績に基づき試算し、計上いたしました。

18ページの出産育児諸費400万2千円、葬祭諸費45万円は、それぞれ見込額を計上いたしました。

19ページの国民健康保険事業費納付金医療給付費分2億1,452万8千円、後期高齢者支援金等分6,180万8千円、介護納付金分1,965万1千円は、県から

の通知により計上いたしました。

20ページの保健事業費467万3千円は、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料が主なものでございます。

特定健康診査等事業費1,222万6千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

21ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

22ページの予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第23号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、令和6年度保険給付費等の実績に基づく試算により、対前年度比4.4%増の13億4,341万7千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの保険料、介護保険料2億6,023万1千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、13ページの支払基金交付金及び県支出金は、保険給付費等の見込額などから法定負担割合により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億9,294万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページから17ページにかけての総務費、総務管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,215万8千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億7,340万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費5,364万1千円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費2,062万円は、利用負担額が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21 ページの特定入所者介護サービス等費 2,011 万円は、低所得者の方の施設利用料等を軽減するための費用でございます。

22 ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費では、通所型短期集中予防サービスなど、要支援者等に対する介護予防の事業費として 3,387 万 3 千円を計上いたしました。

23 ページの包括的支援事業・任意事業費 1,374 万 7 千円は、坂町独自で実施する在宅生活を支援する事業が主なものとなっております。

24 ページの諸支出金、繰出金 781 万 4 千円は、重層的支援体制整備事業の財源となる保険料負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 24 号「令和 7 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上をいたしましたもので、対前年度比 3.6 % 増の 2 億 3,491 万 3 千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9 ページの後期高齢者医療保険料 1 億 8,679 万 3 千円は、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金 4,759 万 7 千円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

11 ページの総務費、徴収費 104 万 3 千円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 3,286 万 9 千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 25 号「令和 7 年度坂町下水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

令和7年度の支出予算総額は対前年度比2.3%増の9億4,441万2千円と定めるものでございます。

まず、1ページの第3条収益的収入及び支出は、下水道事業収益5億1,386万7千円、下水道事業費用5億1,649万4千円を計上いたし、第4条資本的収入及び支出は、資本的収入2億6,995万6千円、続いて、2ページの資本的支出4億2,791万8千円を計上いたしました。

それでは、収入、支出の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書22、23ページの下水道事業収益5億1,386万7千円は、営業収益、下水道使用料2億4,300万円、雨水処理負担金8,122万7千円、営業外収益、他会計負担金、一般会計負担金7,890万8千円、長期前受金戻入1億994万1千円を計上いたしました。

24、25ページの下水道事業費用5億1,649万4千円は、営業費用、流域下水道費、流域下水道維持管理負担金1億1,100万円、26、27ページの減価償却費、有形固定資産減価償却費2億2,865万4千円、無形固定資産減価償却費3,880万3千円、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息2,834万7千円、消費税及び地方消費税2千万円を計上いたしました。

28、29ページの資本的収入2億6,995万6千円は、企業債1億9,440万円、他会計出資金1,565万円、補助金、国庫補助金5,750万円を計上いたしました。

30、31ページの資本的支出4億2,791万8千円は、建設改良費、管路建設改良費9,340万円、ポンプ場建設改良費3,500万円、企業債償還金2億8,371万6千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第21号から議案第25号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和7年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和7年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和7年度予算審査特別委員会の委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く1番折中議員、2番岡村議員、3番縫部議員、4番池脇議員、5番向田議員、6番末吉議員、7番安竹議員、8番光岡議員、9番中川議員、10番柚木議員、11番奥村議員の11名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和7年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することと決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時12分)

(再開 午後 4時12分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に奥村議員、副委員長に安竹議員が選任されました。

よろしく願いいたします。

お諮りします。

令和7年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月7日午前9時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月7日午前9時までとすることに決定をいたしました。

お諮りします。

令和7年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本議会は3月5日から3月6日の2日間は休会とすることと決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、3月7日午後10時を予定しております。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(散会 午後4時14分)